

大阪医科大学学報

第65号 平成17年8月
(インターネット版)



新総合棟病院7号館

目 次

病院7号館竣工	2	学位記授与	73
学長就任挨拶	9	入試広報活動報告	75
最終講義	10	学内行事	77
大学認証評価と再整備事業	16	市民公開講座	79
規程関係	17	会議	80
訃報	53	行事予定	82
永年勤続表彰	54	附属病院関係	83
決算	57	医療安全対策室関係	85
寄付金	61	感染対策室関係	88
学術奨励金等について	64	歴史資料館設置準備室	89
医学会春季学術講演会	65	保健管理室からのお知らせ	92
受賞について	68	俳句	94
中山国際医学医療交流センター	69		

新総合棟病院 7 号館



病院側から見た病院 7 号館



7月1日(金)午前11時から開催された竣工式典でのテープカット：
左から、岩本総合企画部参事、田中相談役、植木学長、國澤理事長、林日建設計常務、銭高組社長

新総合棟病院 7 号館の竣工に際して 選ばれる大学病院を目指して

学校法人大阪医科大学 理事長 國澤 隆雄

新総合棟病院 7 号館の設計・施工にあたりましては、地域社会のニーズや患者様のご要望にこたえるため、関係者各位の英知を結集いたしました。ここに素晴らしい環境と最新の医療・施設設備が整った病院が竣工いたしました。皆様に深く感謝申し上げます。

この法人を取り巻く環境は、医療制度および医学教育・研究改革の複雑かつ大きなうねりの中で変化しています。こうした厳しい環境変化を予想して法人のあるべき姿の実現にむけて、この法人の理念・目的・経営指針および中期計画を策定して、その実施を遂行しているところであります。これらの策定・実施が大阪府・高槻市のご協力とご尽力により平成 16 年 5 月 12 日付で都市再生緊急整備地区に政令指定されたことで具現化することができました。

すなわち『大阪医科大学 教育・研究・医療 環境機能高度化事業計画』であります。この事業計画の一つが新総合棟病院 7 号館の建築であります。このたびの竣工によって、地域医療および高度先進医療の整備と拠点の位置づけができました。

さらに中期 5 ヶ年計画の事業項目の、1) 急性期特定機能病院に必要な診療ユニット 2) 臓器別内科診療体制と診療科内の連携 3) 教育環境および療養環境の整備 4) 地域医療における大学としての役割 5) IT など情報システムの導入等が図られたことは意義深いものがあります。

最先端のノウハウ技術を備えた大学病院の高い機能性と患者様に優しい病院、生活の場として使い易い施設、プライバシーの保護を心がけております。自然の採光、樹木の緑、京都盆地から枚方、大阪市中心部を眼下に納める最善の医療環境を用意することができました。患者様や地域社会との共生、病診連携もよりスムーズに行くものと思えます。

大学病院は、その公共性ゆえに、永続的に発展していかなければなりません。

この法人の『国際的視野に立った教育研究及び良質な医療の実践をとおして人類の福祉に貢献する』という理念目的に則って信頼度ナンバーワンの医師・看護師を社会に送り続け、患者様の視野に立ち、社会と共生できる『選ばれる大学病院』を目指します。このことがこの法人の社会的責任であると考えております。

この 7 号館の建築に際し建築資金の募集をいたしましたところ関連病院、関連企業、仁泉会・白友会等の O B、役員職員その他の方々の支援を得ました。そしてこの度、その法人理念の根幹を具現化する施設設備を得たことは、学生とその保護者、患者様および地域社会等のステークホルダーのご配慮の結集にほかならないことを思い、改めて幸いに存じております。

今後ともお力添えをよろしくお願い申し上げます。



新総合棟病院 7 号館の竣工を迎えて

病院長 竹中 洋

大阪医科大学附属病院に全職員の待望
久しい新施設が誕生しました。計画は藤
本学長、佐々木病院長の時代に掲げられ、
島田学長、植木病院長が決定され、足掛
け 6 年の歳月をかけ開学 70 周年記念事業
として誕生したものであります。1 - 3
階の低層階には外来機能が収まり、4 階
以上は病棟として使用されます。病棟部
分には内視鏡外科センター、消化器セン
ター、循環器センター、肺・呼吸器セン
ター、糖尿病・内分泌センター、Eyeセ
ンターが入ることになっています。各々



病院長室にて

のセンターは、集中的に患者様を迎え入れ、最新かつ安全な医療を提供致します。また、総室
は 4 人部屋とし、デイルームを配置し、患者様 1 人あたり 8 m²をクリアーする療養環境を整備
しました。

特に新総合棟の東北には研究棟にかけて開学以来諸先輩が育成された豊かな緑が残されてお
り、癒しの提供になよりの味方となっています。最上階はプライバシーを尊重した病棟とし
て、全室個室のVIPフロアーです。眼下に広がる京都から枚方、大阪へのパノラマは、入院中も
患者様のQOLと満足度が維持できる設備を備えています。

これらの施設で提供される医療の担い手のトップバッターは、昨秋から組織改編をした内科
臓器別診療科です。講座の単位を離れて専門診療科が協力を致します。また、腹腔鏡下手術を
主とする内視鏡外科センターでは、地域を超えて患者様を受け入れています。Eyeセンターでも
年間 2000 を超える手術症例があります。患者様の動線や病院物流の流れを考え、2 - 3 階は既
設棟（外来棟、2 - 3 号館）と繋がれており、内科、産婦人科、眼科外来は既設の外来と機能
的に結ばれています。加えて総合内科を充実させました。

一方、既設棟でも療養環境改善の為の改修工事と外来再配置が計画されています。新総合棟
のオープンで、一旦閉棟された 1 号館はこれらの工事の種地として 10 月頃には再び病棟として
使用する予定です。新しい建物の誕生と病院医師の組織変更、医療改革の進展など附属病院で
は常に動きがあります。ただ一点、医育機関としての、また特定機能病院としての原点を見失
うことなく活動を進めてゆく所存です。皆様の絶大なるご支援並びにご鞭撻をお願い申し上げ
ます。

新総合棟（病院 7 号館）竣工式

去る 7 月 1 日（金）大安吉日の日、各自治体、大学・病院、医師会、商工会議所および近隣自治会その他大勢のご来賓と本学関係者合わせて総勢 180 余名の臨席を賜り、新総合棟病院 7 号館の竣工式が挙行されました。

午前 11 時より竣工式典に先駆けて、國澤隆雄理事長、田中忠彌相談役のお二人が『定礎除幕式』の除幕綱を引かれ、次に新棟の開通式として、國澤隆雄理事長、田中忠彌相談役、植木實学長、林直樹日建設計常務、錢高一善社長の 5 名の皆様方により『テープカット』が執り行われました。

引き続き『竣工式典』が開式され、最初に國澤隆雄理事長が「新棟成就により、教育・研究および医療高度化事業が具現化できました。大阪府北摂地域における公共性の高い中核拠点病院として、これまでに増して地域に密着した医療体制・災害拠点病院体制を整えて、教職員一同が一丸となり、国際的視野に立って時代の変化に対応し、人類の福祉に貢献していく所存です。」そして建築関係者には「約 2 年間という短工期での施工であるにも拘わらず無事故・無災害で竣工をむかえることができました。みなさんに感謝しています。」とご挨拶と労をねぎらわれました。

次いで、来賓を代表されて奥本 務 高槻市長が「本日ここに、本市にとっても貴重な病院施設がめでたく誕生しました。大阪医科大学附属病院は、高度先進医療を展開されて、市民の生命と健康を守り続けておられ、本市に無くてはならない存在であります。新総合棟病院 7 号館の竣工は、市民や近隣の方々にとっても喜ばしく頼もしいことです。大阪医科大学は、昨年 12 月に特別用途地区の都市計画が決定されており、今後も教育研究、医療機能をより充実強化され、本市のまち造りに大いに寄与していただけるものと期待いたしております。益々のご発展をご祈念申し上げます。」とご祝辞を賜りました。

続いて関西医科大学の塚原 勇 理事長から「大阪医科大学と関西医科大学は、昭和の初期よりお互いに共存共栄してきました。今後ともに提携、競争しながら発展していきたく願っております。」とご祝辞をいただきました。

そして、藤記真日建設計室長から病院 7 号館について、療養環境のアメニティー・フレキシビリティの向上をはかり、メンテナンス対応が外壁側で行えることや、既存施設との外壁色調の調和をはかったことなど建物の概要説明がありました。

また、今回建設に関わった建築・設備業者 6 社（日建設計、錢高組、浅海電気、須賀工業、三晃空調、日立ビルシステム）に対して、國澤隆雄理事長より謝意を表され、感謝状と記念品を贈呈されて、無事『竣工式』を閉式しました。



奥本高槻市長

病院 7 号館竣工

この後、新棟の内覧会に移り、参列者全員が30分から40分かけて7号館の外来および病棟の一部を見学しました。全体にゆったりした環境が整備されている中、特に最上階フロアについては「ホテル並み」と皆様一様に感嘆されていました。

正午から、『竣工披露パーティー』が約1時間余りにわたって開宴されました。

まず、田中忠彌相談役より「7号館がやっとできたという思いです。これからも頑張りましょう。また、大阪医科大学の容積率のアップについては大阪府、高槻市の関係各位には大変お世話になりました。どうもありがとうございます。」と念願の新棟完成のお慶びを述べられ、今後の期待と関係者への労をねぎらわれました。

次に植木 實 学長からも、「今、大阪医科大学は大きく前進する時期であり、新棟竣工により大きな飛躍の土台ができたと期待しています。他にも看護専門学校や学生会館など着々と建設が進む中、医師国家試験の高い合格率を得たことや、入学希望者が増えたこと、あるいは財務格付けでA+、総合ランキングもAAAを獲得するなど明るい材料が多くあります。これからは全国でも有数の医科大学として、また地域に根ざした大学病院として我々一同、気持ちを新たに努力することを皆様にお誓い申し上げます。」とご挨拶がありました。

続いて、榎原 敬郎仁泉会会長（高槻市医師会会長）より「7号館は創立70周年事業として建設されたと聞いていますが、次は80周年の8号館を目指しておられることと思います。我々仁泉会もできる限りの援助を行っていききたいと思います。また、高槻市医師会としては大阪医科大学に最終の3次救急について頑張っていたきたいと思っています。」とのご挨拶と“乾杯の音頭”を取っていただき、皆様には会食ご歓談にはいっていただきました。



塚原関西医科大学理事長

しばらく経った宴半ばで、銭高一善社長より、「新総合棟の工事を携わった関係企業として、無事に成し遂げた安堵感を感じ、ご協力いただいた全ての関係各位に感謝申し上げます。新棟竣工を契機に益々のご発展を記念申し上げます。」と工事関係企業を代表されて、無事完成した喜びのご挨拶がありました。次いで、各方面からの祝電(30通のうち一部)の紹介がありました。

宴酣の折、終宴に当たり、竹中 洋 病院長から「7号館は、佐々木病院長、植木病院長そして私と三代の病院長の想いがこもっていると考えています。7号館の設計図が書かれた時点から既に医療経済は大きく変化してきました。ここで特定機能病院の原点に立ち返り、大阪医科大学附属病院が提供できる医療とは何かを再考する必要があると思っています。地域の皆様に安全で質の高い医療を提供しながらも、次の建物・施設に向かって努力していく必要があると考えています。私に与えられた使命は、この新棟を満足度の高い医療を提供できる施設にすることだと思っています。今後も皆様のご指導、ご鞭撻をいただきたく存じます。」と閉めの挨拶があつて披露パーティー終宴としました。

午前中の竣工式の最中に降っていた小雨は午後には止んでいました。

(総合企画部)

学校法人 大阪医科大学 新総合棟（病院 7 号館）竣工祝賀会 式次第

2005年（平成17年）7月1日（金曜日）午前11時より

除 幕 式

学校法人 大阪医科大学	相談役	田中 忠彌 様
学校法人 大阪医科大学	理事長	國澤 隆雄 様

テープカット式

学校法人 大阪医科大学	相談役	田中 忠彌 様
学校法人 大阪医科大学	理事長	國澤 隆雄 様
学校法人 大阪医科大学	学 長	植木 實 様
株式会社 日建設計	常務大阪代表	林 直樹 様
株式会社 銭高組	社 長	銭高 一善 様

竣 工 式

開 会

挨拶	学校法人 大阪医科大学	理事長	國澤 隆雄 様
来賓祝辞	高槻市 市 長		奥本 務 様
来賓挨拶	学校法人 関西医科大学	理事長	塚原 勇 様
設計概要	株式会社 日建設計	設計室長	藤記 真 様

感謝状及び記念品贈呈

株式会社 日建設計	常務大阪代表	林 直樹 様
株式会社 銭高組	社 長	銭高 一善 様
浅海電気 株式会社	社 長	浅海 伸之 様
須賀工業 株式会社	社 長	吉井 英輝 様
株式会社 三晃空調	社 長	齋藤 明 様
株式会社 日立ビルシステム	関西支社長	神谷 徳義 様

閉 会

***** < 院内巡覧 > *****

披露パーティー

開 会

挨拶	学校法人 大阪医科大学	相談役	田中 忠彌 様
挨拶	学校法人 大阪医科大学	学 長	植木 實 様
乾 杯	高槻市 医師会	会 長	檜原 敬郎 様

..... < 祝 宴 >

祝 辞	株式会社 銭高組	社 長	銭高 一善 様
閉 会	大阪医科大学附属病院	病院長	竹中 洋 様

一般の方・患者様向けに7号館の内覧会が行われました

竣工式の翌7月2日(土)、3日(日)の両日、一般の方や患者様向けに内覧会が行われました。雨にもかかわらず、外来・入院患者様、近隣にお住いの方、連携診療所の先生、本学学生・専門学校生など2日間合計で730名が来場されました。病院の職員40名程でご案内と説明を行い、広いロビー、新しい診察室、清潔な病室、ゆったりとした特別室などに感嘆され評判は上々でした。



学長就任のご挨拶



学 長 植 木 實

この度、6月1日付で第8代の学長に就任致しました。歴代の立派な学長先生を想いうかべると重い責任を感じております。精一杯の努力を致しますのでよろしくお願い申し上げます。

さて、最近の大阪医科大学は活気が感じられ、元気が戻ってきつつあると思います。これは建築ラッシュ（病棟7号館、看護専門学校及び学生会館）にも刺激されていますが、とくに今年度の医師国家試験の高い合格率（全国3位）、受験者の増加、さらに教育環境からみた大学ランキング（2005年版総合ランキング 朝日新聞社）では最高の「AAA」を、また経営・財政面では「A+」（2004年、R&I社）を信用格付をされ、それぞれ高い評価をうけたことなどが好影響していると考えます。今後共、この勢いを落とさないよう足もとを踏み固めながら学校法人としての企業努力を続けねばならないと思います。

今、文部科学省は各高等教育機関の個性・特色の明確化を伴った機能別分化を促進すべきとし、とくにアドミッション・ポリシー（入学者選抜の改善）、カリキュラム・ポリシー（教育課程の改善）、ディプロマ・ポリシー（出口管理の強化）などに重点を置くよう指導しています。さらに文部科学省及び厚生労働省は大学に教学、研究並びに診療に関して厳しい改革を求めており、とくに医科系で根強く残る講座・学科目制度の廃止を含めた新しい大学設置基準及び大学院設置基準にもとづく改正が急がれます。これは本学が大学基準協会による相互評価・認証評価を平成18年度中に受審せねばならないため、この大学認証評価は大学の存廃にかかわる大きな問題です。これをクリアーしていくと同時に本学独自の特色のある教育、研究、診療に関するスタイルを打ち出していく必要があります。これらの課題には、大学全般にわたる事項が挙げられます。学長選挙の抱負にも掲げましたように、学生が自ら学習する多面的・多段階システムの構築 入試制度の改革 病院診療制の確立、診療内容の高度化、安全性 研究体制の整備と意欲の増進 新しい大学設置基準にもとづく改正と職制の整備、などであります。本学の建学の精神であります「グローバル社会で活躍できる、人間性豊かな良医の養成」をさらに伝統あるものにするために、これらの事項について、学生部長、病院長、大学院小委員会委員長、研究機構長と連携を図りながら、教職員の皆様方のご協力のご教示を得て推進したく思います。よろしくご指導をお願い申し上げまして就任のご挨拶と致します。

略 歴

昭和14年 1月12日生	平成11年 大阪医科大学 理事
昭和38年 大阪医科大学 卒業	平成12年 大阪医科大学 附属病院長
昭和43年 大阪医科大学 大学院修了	平成17年 大阪医科大学 学長就任
昭和52年 大阪医科大学 助教授（産婦人科学）	
昭和59年 オークランド大学（NZ）留学	
平成 7年 大阪医科大学 教授（産婦人科学）	

最終講義

第7代学長 島田 眞久

本年5月末日をもって任期満了を迎えられた島田眞久学長の最終講義が以下のとおりおこなわれました。

なお、6月1日付で名誉教授の称号を授与されました。

日 時：5月25日（水）15：00～16：00

場 所：臨床第1講堂

演 題：『脳と遊んで30年、赤潮と戯れて20年、大学に入学して46年』



私は、昭和34年近畿大学工学部化学科医学進学課程に入学して以来、大学という所に厄介になって今年で46年になります。このうち、大阪医科大学にお世話になったのは36年ぐらいになります。大阪医科大学大学院修了後の私の研究歴30年間（1970年～2000年）の研究業績を数字で表せば以下の通りです。

原著論文	104編
インパクト・ファクター（IF）	110.303
報告書	20編
著書	2冊
学会発表（国際学会・シンポジウム・ワークショップ等）	48回

私の研究は、大別して4つに分かれます。1) 脳局所におけるglucose代謝の研究では、真空凍結乾燥法を用いたオートラジオグラフィにより、ブドー糖のマウス脳内取り込みを可視化することに世界で始めて成功しました。2) 先天性脳梁欠損マウスの研究では、外見だけで先天性に脳梁欠損であることが識別できる顔面扁平マウスの系を偶然発見し、

このマウスを用いて、対側に渡れなかった脳梁の交連線維が、その運命を変え対側から渡って来てシナプスすべき空き場所に連合線維として同側性にシナプスすることを厚生省神経疾患委託研究の補助を受け明らかにしました。3) 全身オートラジオグラフィによるタウリン代謝の研究では、最終代謝産物であるタウリンよりは、その前駆物質である、システインさらにはシステインスルフィン酸（CSA）の方が、組織・器官にとってより重要な意味をもつことを国立栄養研究所との共同研究で明らかにしました。4) 赤潮プランクトン（シャットネラ・アンティカ）によるハマチのへい死機構の解明では、赤潮プランクトンが、ハマチの鰓を通過する際に活性酸素を放出し、鰓を覆っている粘液層を破壊、これにより鰓が高張の海水に直接暴露され呼吸上皮が萎縮してガス交換ができなくなり、ハマチが海中で窒息死することを水産庁の受託研究補助を受け明らかにしました。

学長としての6年間のマイルストーンは次の通りです。

平成11年(1999年)

	学内のこと	学外のこと
6月	第7代学長就任	有馬文部大臣、文部省教育局長、私学部長、医学教育課長訪問 大阪府内学長会議設立
8月		
10月	第8回教育WS(OSCE)(於・草津)	

平成12年(2000年)

	学内のこと	学外のこと
1月	Basic OSCE 実施(三重大学・津田教授)	私大連盟学長会運営委員会委員就任 私大連盟教育研究委員会委員就任 香川医大学長運営諮問会議副委員長就任 JICA海外医療協力委員会委員就任
	第9回教育WS(カリ・プランニング)	
4月		
6月	中日友好病院と交流開始	
8月	第10回教育WS(Basic OSCE)	
9月		

平成13年(2001年)

	学内のこと	学外のこと
2月	助手(任期付)制度の発足	文科省より医学教育コア・カリの提示 科学技術振興財団(TLO 1件採択) 私立大学連盟学長会議「私大の危管理」 総合同会・総括 大阪TLO発足、加盟 日米医学医療交流財団(留学助成 1名 本学採択) 私立大学連盟教学担当理事者会議 大阪府内学長会議理事就任
3月	卒業時の学長賞・学生部長賞設置	
4月	病院救急医療部発足、LDセンター設立	
6月	自己点検・評価報告書 第4号発行	
7月	さわらぎキャンパス移転法人決定	
8月	第11回教育WS(Advanced OSCE) ハワイ大学PBL-WS研修派遣2名	
9月	岐阜大学、神戸大学、近畿大学へPBL見 学派遣	
10月	PA会館建設理事会承認	
11月	第4回 自己点検・評価に対する外部評 価実施	

最終講義

平成14年（2002年）

	学内のこと	学外のこと
2月	第12回教育WS（PBLチュートリアル）	
3月	神戸大学とのOSCE実施 第1回共用試験（CBT）実施 教員任期制委員会発足	日米医学医療交流財団評議員就任 （留学助成 1名本学採択）
4月	教員適正配置委員会発足 スーパー・ローテート一部導入	大学病院も包括医療へ（H15年より） 大阪薬科大学評議員就任
5月		ぼったくり入学金・授業料返還弁護団提訴
6月	第13回教育WS（PBLチュートリアル） 大学コンソーシアム京都参加決定	科学技術振興財団（TLO 1件採択） 私立大学連盟学長会議「構造改革の私大への影響」総合司会
7月	アムール医科大学学生研修派遣 メルボルン大学学生語学研修派遣	平成16年研修医義務化に向けて 専門職大学院の動き
8月	第14回教育WS（Advanced OSCE） さわらぎキャンパス移転実施 機器共同利用センター整備実施	21世紀COEの公募問題 21世紀COLの公募問題 私立大学連盟教学担当理事者会議
9月	教員任期制委員会中間まとめ 大学院授業料値下げ理事会決定	
10月	学科目・講座再編委員会発足	大阪検疫所高槻予防接種センター学内設置
11月	教育センター設立の教授会承認 研究機構設立の教授会承認 PA会館基本設計理事会への提示 関西医大と6年生臨床実習相互乗り入れ 実施	大学コンソーシアム京都、理事会内定
12月		文部科学省より「教養教育」の視察

平成15年（2003年）

	学内のこと	学外のこと
1月	ハワイ大学PBL - WS研修派遣 1名	関西大学で医 - 工連携シンポジウムの講演
3月	ハワイ大学PBL - WS研修派遣 1名	
4月	新カリキュラム（PBL）発足 大学コンソーシアム京都授業開始	
5月		統合後の香川大学創設準備委員会委員
6月	教育センター発足	コンソーシアム高槻に向けての準備
7月	アムール医科大学学生来学 病院7号館地鎮祭 教育COL応募（動機付け教育）	私立大学連盟学長会議グループまとめ

8月	第15回OSCE - WS 教育COL不採択	
9月	第16回PBL - WS 講座・学科目再編案教授会承認 同 理事会承認 病院 7号館募金委員会発足	私立大学連盟教学担当理事者会議
10月	大学院授業科目「救命病態機能学」新設 病院 7号館建設開始 大阪薬科大学任期付き教授本学に派遣依頼	香川医科大学・香川大学統合 香川大学学長経営諮問会議委員 大学コンソーシアム大阪設立理事就任 第16回 国際解剖学会の募金委員長就任
11月	関西大学との学術交流協定教授会承認 入学金・学納金返還訴訟地裁大学勝訴 入学金・学納金返還訴訟高裁控訴 PA会館の実施設計理事会で許可	
12月	法人・田中理事長退任 法人に國澤理事長就任 H18年度大学入試センター加入決定 関西大学との学術交流協定調印	私立大学連盟教育研究協議会司会

平成16年（2004年）

	学内のこと	学外のこと
1月	ハワイ大学PBL - WS研修派遣 1名	
2月	特別任命教員規程・寄附講座規程の設立	
3月	ハワイ大学PBL - WS研修派遣 1名	
4月	大阪薬科大学との学術交流協定調印 大阪大学大学院との特別研究学生交流調印 大講座制のスタート 学生有利子奨学金貸与規程の制定 研究機構の設置 関西医科大学入学式出席 センター入試に伴う関西大学との事務折衝	香川大学経営協議会委員 香川大学学長選考委員会委員 大学コンソーシアム大阪に医歯薬関連大学連絡会を発足・世話人 研修医の義務化スタート
5月	都市再生緊急整備地域に指定される 消費者契約法（H13）以後の入学金・授業料返還訴訟大阪地裁控訴 H13, 14, 15自己点検・評価委員会発足	
6月	「高次脳機能発達総合研究」寄附講座開設 PA会館の実施設計 第1回大講座主任教授連絡会	

最終講義

7月	第1回大阪薬科大学との人事交流委員会 アムール医科大学へ学生5人教員1人と訪問 ハワイ大学へ学生5名研修派遣	
8月	第1回オープンキャンパスの開催 第17回OSCE - WS	第16回 国際解剖学会開催 (天皇・皇后両陛下ご臨席)
9月	PA会館施工業者決定 ハワイ大学より教育責任者来学講演	
10月	消費者契約法前学納金返還大阪高裁敗訴 入学金・学納金返還訴訟最高裁控訴 大阪薬科大学任期付き教授1名内定 大学院授業科目「生体分子学」設置 中日友好病院20周年記念式典出席 「R & I」大学格付けランキング審査 高校進路指導教員への入試説明会 自己点検・評価報告書 第5号発行 診療科長制度導入	仁泉会訴訟2件大阪高裁勝訴
11月	病院医療機能評価受審 第18回PBL - WS 「教育教授規程」制定 教育センター専任教員選定	けやきの森市民大学講座「医者づくり」 講義(高槻市) 第1回OSCE評価者講習会(於本学)厚 労省主催
12月	第2回オープンキャンパス(入試説明会) 都市再生緊急整備地域正式認可 「R & I」格付け審査結果 「A+」	仁泉会訴訟相手側最高裁上告 中教審「大学教員組織の在り方」 中間答申 - 準教授・助教制度 -

平成17年(2005年)

	学内のこと	学外のこと
1月	PA会館地鎮祭(H17.12竣工予定)	中教審「大学教員組織の在り方」答申による学校教育法、大学設置基準の改定・平成19年より実施予定
2月	ハワイ大学PBL - WS研修派遣1名 大講座の各ユニットの定員確定 大阪薬科大学へ田中孝生教授就任割愛許可 学長選挙; 決まらず	医師国家試験前倒し実施
3月	大学基準協会の相互評価・認定評価H19 年受審準備開始 試験問題ブラッシュアップ教育WS 関西医科大学卒業式出席 大学の危機管理について法人監査のヒアリング 関西大学とのセンター試験共同実施の調印	仁泉会訴訟相手側最高裁上告不受理により仁泉会全面勝訴 大阪医科大学看護専門学校新校舎竣工

<p>4月</p> <p>5月</p>	<p>トーマス・ジェファーソン大へ学生3名派遣（米国法人野口英世記念財団援助）</p> <p>第99回医師国家試験新卒合格99%（全国3位）</p> <p>新入生104名入学、教育教授4名就任</p> <p>関西医科大学入学式出席</p> <p>学長選挙；植木 實教授（第8代学長）</p> <p>学長任期満了により大学卒業</p>	<p>個人情報保護法施行</p>
---------------------	--	------------------

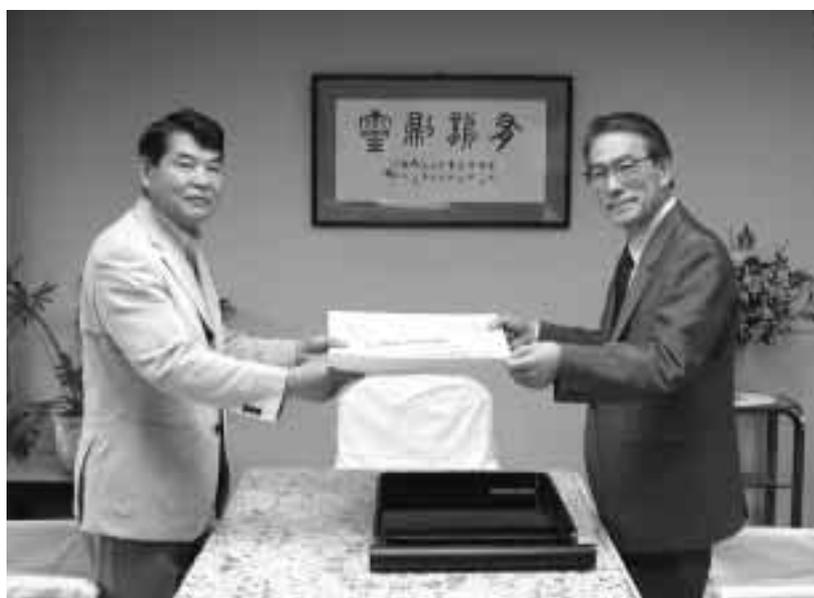
WS - ワークショップ



最終講義の様子



講義終了後花束贈呈



名誉教授称号授与

大学認証評価と再整備事業

理事長 國澤 隆雄

学校法人大阪医科大学が設置運営する大阪医科大学では、平成15年度・16年度分の自己点検・自己評価に全学を上げて取り組んで頂いているところであります。これは大阪医科大学が受ける大学認証評価の重要な資料となります。大学認証評価とは平成3年度の大学設置基準の大綱化によって実現したさまざまな規制緩和の結果を検証し、評価を受ける大学が「大学」と称するに足るものであるか否かを検証されるもので、不備な点については厳しい指摘を受けることになります。その不備を改善せずに放置すると、最悪の場合には文部科学省より大学の認証（大学としての認可）を取り消される可能性さえあります。このような重要な評価には国の認証を受けた認証評価機関が当たることになっており、本学は財団法人大学基準協会の評価を受けます。

さて、「自己点検・自己評価」によって現状の是非だけを評価するのみならず、点検の過程で不具合を見出し、できる範囲で改善しなければなりません。平成3年の大学設置基準の大綱化や平成13年の学校教育法改正によって、自己点検・自己評価による自主的な不具合改善の機会を与えられ努力はいたしました。教員組織の改善などについては努力が足りない判断され、平成19年4月には新たな学校教育法の改正が施行されることになるようです。

このような厳しい社会の判断に 대응するため、学長の指揮の下、大学認証評価が求める評価項目について真摯な態度で検証し、できることから不具合を修正しようとしています。その成果の現れが、教学面では入学試験改革推進体制の構築や教学部の再整備であり、診療面では診療科の整備や病棟再整備であり、また研究面では研究機構の集約強化トライアルなどです。今回の教学部再整備は直近の自己点検・自己評価を行う過程で、早急に対応しなければならない事項であるとの認識から緊急の事業として行いました。

例えば、大学認証評価の評価項目のうち学生生活に関するものには「学生の事務方へのアクセスの容易さ」・「学生支援システムの適切性」・「教学に関わる事務組織の適切性」・「入試の専門業務への事務組織のかかわり方の適切性」・「学生生活支援に関する各種整備」などがあげられています。これらの項目は、教育機関としての大学に対して大学認証評価で改善を求められることは必至で、しかも人的因子が大部分を占めることから一朝一夕で対応できないものと予想されます。そこで、本年度の受験生の増加を背景にして、今回の緊急事業を断行いたしました。学生のためのローカウンターをはじめさまざまな工夫で学生が事務方にアクセスしやすいように配慮した再整備を図り、この学生の事務方へのアクセスを機動力にして、このあとに続く事務方のよりいっそうの資質向上策を有効なものにする予定です。

自己点検・自己評価によって明らかになった不具合の改善は、財政的裏打ちがなければ実施できません。法人が設置する各施設においては体系的かつ十分な点検・評価によって、無駄を省き、十分な財源を確保できる集約強化的な工夫を起案し、限りある財政のなかで、できる限り理想像に近づくよう努力する必要があります。このようなあり方が必要な理由は以前にお示ししたとおり、少子高齢化による労働力不足に対応すべく次の世代のために行うものです。すでに、「2007年問題」として認識されているように、日本の社会では労働力不足は間近に迫っています。65歳定年制をひく本法人内でのこの問題はさらに5年先であると考えられる向きもありますが、日本の社会での出来事は直接本法人に影響するものがあります。各位におかれましては医学教育・研究改革および医療制度の複雑かつ大きなうねりの中であって、この法人のおかれている問題を認識され、科学の進歩と環境の変化に遅れをとることのないよう時代に即して頂くことをお願いいたします。

規程関係

規程制定

規程が次のとおり制定されました。

学校法人大阪医科大学理事会規程

第1章 目的及び開催

(目的)

第1条 第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学寄附行為第43条の規定に基づき、学校法人大阪医科大学（以下「法人」という。）の理事会の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(開催)

第2条 理事会は、寄附行為に定めるもののほか、原則として毎月1回開催する。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認める場合は、臨時に理事会を召集することができる。

(監事等の出席)

第3条 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

2 理事会は、必要に応じて関係者を出席させ意見を聞くことができる。

第2章 分掌と責任

(分掌)

第4条 理事は、理事会に出席し、寄附行為に定められた事項及び法人の運営に係る事項を審議する。

2 理事は、理事会の議決事項に従って担当分掌業務を誠実に遂行する。

(責任)

第5条 理事は、理事会の議決事項を遵守し、また法令及び規程並びに理事長の指示に従い、法人に対し担当分掌業務を忠実に執行する責任を負う。

第3章 付議事項

(付議事項)

第6条 付議事項は、議決事項及び報告事項とする。

2 議決事項は、経営に係る事項及び業務執行に係る重要事項で意思決定を要する事項とする。

3 報告事項は、前項の意思決定事項の実施状況等の必要に応じて指示を受けるべき事項及び経営にとって重要な内外情勢等の把握しておくべき事項とする。

4 次の各号は、理事会の議決を得なければならない。

規程関係

(1) 基本事項

寄附行為の変更

予算・決算・借入金

資産の取得、処分及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分

重要な規程・規則等の制定及び改廃

予算外の新たな義務の負担または権利の放棄に関する事項

法人の合併

法人の解散

(2) 人事関係

理事長、常務理事の選任及び解任

理事、監事の選任及び解任

評議員の選任及び解任

相談役の委嘱

学長、病院長及び看護専門学校長の選任

教職員の採用及び解職

(3) 組織関係

教育、研究及び診療組織の設置及び改廃

重要な組織の機構改革

法人関係委員会の設置

定員の変更

各分掌事項の変更

(4) その他

事業計画の策定

寄附金、学債の募集

重要な契約事項（産・官・学との提携等）

関連事業関係

その他、法人に係る重要な事項

第4章 懲戒

(懲戒の種類)

第7条 理事が、法人に対し名誉毀損及び背任行為等の重大な違反行為を行った場合、または社会的信用を失墜させた場合は、理事会において懲戒処分を行う。

2 理事の懲戒処分は、戒告、減俸及び解任の3種類とし、次の各号の処分を行う。

(1) 戒告は、始末書を取り将来を戒める。

(2) 減俸は、報酬を減額する。

(3) 解任は、予告期間を置かないで直ちに解任する。

(懲戒の基準)

第8条 前条の懲戒処分は、次の各号の基準に従ってその責任の軽重を考慮して行う。

(1) 戒告の基準

- (イ) 所管部門（関連会社を含む。以下同じ。）の部下（理事を含む。以下同じ。）に対して懲戒処分が行われた場合で、管理・監督者として責任を負うべきであると判断されたとき。
 - (ロ) 他の理事に対して懲戒処分が行われた場合で、他の理事も責任を負うべきであると判断されたとき。
 - (ハ) 法人に多大な損害が発生した場合で、理事として責任を負うべきであると判断されたとき。
 - (ニ) 社会的に問題となるような大きな影響を与えた場合で、理事として責任を負うべきであると判断されたとき。
- (2) 減俸の基準
- (イ) 前号のいずれかに該当し、その程度の重いとき。
 - (ロ) 故意または重大な過失により、法令または寄附行為、もしくは法人の諸規定に違反したため、法人に多大な損害を被らせ、あるいはその虞を生じさせたとき。
 - (ハ) 職務上の地位、権限を濫用し、または越権独断の行為をしたとき。職務上の地位、権限を利用して、みだりに他から利益を受け、これを要求し、または他に利益の供与を行い、または約束させたとき。
 - (ニ) 職務上知り得た重要な情報や機密を漏らしたとき。
 - (ホ) 刑事事件で起訴され、またはそれに準ずる事由のあったとき。
 - (ヘ) 法人の名誉、信用またはイメージを著しく毀損したとき。
 - (ト) 経営判断に著しい誤りがあったため、法人に多大な損害を被らせ、あるいはその虞を生じさせたとき。
 - (チ) 意思決定の手続きの重要な違背により、法人に多大な損害を被らせ、あるいはその虞を生じさせたとき。
 - (リ) 所管部門または部下の指導または管理・監督が不行届のため事故が発生したとき。
- (3) 解任の基準
- (イ) 前号のいずれかに該当し、その程度の著しく重いとき。

（監事の懲戒）

第9条 監事の懲戒の種類及び基準は、第7条及び第8条を準用する。

第5章 その他

（補 則）

第10条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営について必要な事項は別に定める。

（改 廃）

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行う。

附 則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

規程関係

学校法人大阪医科大学内部監査実施規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学（以下「本法人」という。）における内部監査（以下「監査」という。）の実施に関する基本的事項を定めることにより、監査の実施を円滑かつ効果的に推進するために制定する。

(監査の目的)

第2条 監査は、本法人における諸活動の全般にわたる管理・運営の制度及び業務の遂行状況を適法性・有効性・効率性の観点から検討・評価し、その結果に基づく情報の提供並びに改善・合理化への助言・提案等を通じて、財産の保全並びに業務効率の向上を図り、もって本法人の更なる発展に寄与することを目的とする。

(監査の対象・範囲)

第3条 監査は前条の目的達成のために必要とする事項に関し、法人業務の全般にわたって行うものとする。

(監査の時期)

第4条 理事長は、定期にまたは必要と認める場合に監査を実施するものとする。

(監査担当部署)

第5条 監査の担当部署は、法人監査室とする。

- 2 法人監査室には、法人監査室長と監査担当者を置く。ただし、必要あるときは、外部へのアウトソーシングを含め、理事長が指名した者を加えて行うことができる。
- 3 前項但書に基づき指名された者は、法人監査室に所属する監査担当者と同様の権限と義務を負う。

(監査担当者の権限)

第6条 監査担当者は、全部署に対し資料の提出、事実の説明、その他必要事項の報告等を求めることができる。

- 2 前項の要求があった場合には、当該部署は正当な理由なくこれを拒否することはできない。
- 3 監査担当者は、必要により外部の関係先に内容の照会または事実の確認を求めることができる。

(遵守義務)

第7条 法人監査室長及び監査担当者並びに理事長が指名した者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事実の認定及び意見の表明を行うに際しては、常に公正かつ不偏の態度を保持すること。
- (2) 職務を遂行するにあたっては、正当な注意を払うこと。
- (3) 業務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏らさないこと。
- (4) 相互に協力しあい、指揮命令の系統と職務の分担を明らかにして、監査を実施すること。
- (5) 被監査部署に対し直接、指揮・命令をしてはならないこと。

第2章 監査の計画

(監査計画)

第8条 監査は、原則として予め定められた「監査計画」に基づいて定期的を実施する。

2 監査計画は、これを分けて「中・長期監査計画」、「年度監査計画」及び「監査実施計画」とする。

(中・長期監査計画及び年度監査計画)

第9条 法人監査室長は、「中・長期監査計画」、「年度監査計画」を策定し、理事長の承認を得なければならない。特命事項その他により、計画に重大な変更があったときも同様とする。

2 「中・長期監査計画」には、法人監査室の長期ないし中期における基本的、大綱的指針を示すものとする。

3 「年度監査計画」には、当該事業年度の監査方針、目標、監査の対象、監査実施の時期、監査要員、予算等必要事項を示すものとする。

(監査実施計画)

第10条 「監査実施計画書」は、年度監査計画に基づき監査実施の都度、監査担当者が作成する。

第3章 監査の実施

(監査実施の通知)

第11条 監査担当者は、監査を実施する場合には、原則として被監査部署の責任者に対して、監査実施の時期、日程、範囲、監査項目等を示した文書により、事前に通知しなければならない。

(監査の実施)

第12条 監査は、「監査実施計画」に基づいて実施する。ただし、緊急を要するためやむを得ない場合または特に必要と認められる場合には、これを変更して実施することができる。

(監査調書)

第13条 監査担当者は、監査の結果得られた事実の記録及び証拠資料等、関連する諸資料を整理した「監査調書」を作成する。

(監査結果に基づく意見交換)

第14条 監査担当者は、監査実施の結果に基づく説明及び問題点等の確認のため、被監査部署との意見交換を行う。

2 監査担当者は、必要により関係部署の意見を聴取し、問題点の確認等を行う。

第4章 監査結果の報告と措置

(監査結果の通知)

第15条 法人監査室は、監査終了後すみやかに「監査報告書」を作成し、理事長に報告する。ただし、緊急を要するときは直ちに口頭をもって報告することができる。

規程関係

- 2 監査報告書は必要に応じ、各関係部署にも回覧する。

(監査結果の通知と措置)

第16条 法人監査室長は、監査の結果に基づき「監査結果通知書」を作成し、理事長が被監査部署の責任者に通知する。

- 2 監査結果通知書には、監査結果の他、改善すべき点についての助言・提案等を記載する。
- 3 前項の通知を受けた当該部署の責任者は、その提案実施の可否、改善計画等、措置の状況を記載した「措置回答書」を作成し、すみやかに法人監査室に提出しなければならない。
- 4 法人監査室は、前項の回答書を取りまとめ、理事長に報告する。

(改善措置状況の確認と報告)

第17条 法人監査室長は、指摘、助言、改善提案事項等の措置・実行状況につき適宜、調査・確認を行うものとする。

- 2 法人監査室長は、前項による確認結果については、適宜とりまとめ、理事長に報告しなければならない。

(監査関係書類の整理・保管)

第18条 監査関係書類は、定められた手続により整理・保管する。

第5章 その他

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の承認をもって行うものとする。

附 則

この規程は、平成17年7月1日より施行する。

学校法人大阪医科大学雇用に関する個人情報管理規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科大学（以下「本法人」という。）における個人情報の取扱いを定め、その適正管理及び適切な保護を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによる。

- (1) 個人情報とは、教職員等に関する情報であって、本法人の業務に関して職務上取得したもののうち、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるものをいう。
- (2) 教職員等とは、法人に使用されている役員・教職員、法人に使用される役員・教職員になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において法人に使用されていた者をいう。その名称、職制を問わない。

（教職員の責務）

第3条 本法人の役員及び教職員は、個人情報の重要性を十分に認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害を防止するために必要な措置を講じる責務を負う。また、退職後についても同様とする。

（個人情報統括管理責任者）

第4条 個人情報統括管理責任者（以下「情報統括管理責任者」という。）は、本法人が取得、保有する個人情報の管理に関する事務を統括する。

2 情報統括管理責任者は、総務部長とする。

3 情報統括管理責任者は、個人情報の管理に関する重要な事項を決定するとともに、次条に定める個人情報管理者に対し、個人情報を保護するために必要な指示及び監督を行わなければならない。

（個人情報管理者）

第5条 業務上取得した個人情報は、個人情報管理者（以下「情報管理者」という。）が管理する。

2 情報管理者は、その個人情報により業務を遂行する所管課の課長とする。

3 情報管理者は、保有する個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他のこれを保護するための適切な管理措置を講じるとともに、次条に定める個人情報取扱者に対し、個人情報を保護するために必要な指示及び監督を行わなければならない。

（個人情報取扱者）

第6条 個人情報取扱者（以下「情報取扱者」という。）は、情報管理者が、職員であって、業務遂行上個人情報を取り扱う必要のある者を指名する。

2 情報取扱者の指名は、必要最小限の職員に限る。

3 情報取扱者は、関係法令並びにこの規程及び関連する規程等の定めるところにより、並びに情報管理者の指示に従い、個人情報を取り扱わなければならない。

4 情報取扱者は、個人情報を業務上の目的以外の目的に使用し、または他に漏えいしてはならない。

5 情報取扱者は、取り扱う個人情報を滅失し、またはき損しないよう情報の保護に努めるとともに、これを不当に変更してはならない。

（個人情報の取得範囲及び利用目的）

第7条 所管課が取得する個人情報及びその利用目的並びにこれを管理する情報管理者は所管課の「個人情報洗い出し作業表」に定めるとおりとする。

（個人データの保管）

第8条 情報取扱者は、情報管理者の指示に従い、記録媒体を、情報漏えい防止の措置を施した確実な方法により保管しなければならない。

（個人情報の処分）

第9条 情報管理者が、業務上保有する必要がなくなったと認める個人情報は、その指示により情報取扱者が、その記録を復元または判読が不可能となるよう消去し、またはその記録媒体を漏えい防止の措置を講じた方法により廃棄するものとする。

規程関係

（保有個人データの開示）

第10条 本法人の保有個人データについて、本人（代理人を含む。以下同じ）から開示の請求があったときは、当該情報を保管している担当課で受付をし、情報管理者が、情報統括管理責任者の承認を得て、書面により開示するものとする。

- 2 前項の開示請求は、所管課の様式による書面を提出するとともに、本人であることを証する書類を提出または提示して行うものとする。

（苦情等の処理）

第11条 個人情報に関する苦情の窓口については所管課をその窓口とする。

- 2 本法人が本人から本法人の保有個人情報が事実に相違するなどとして内容の訂正、追加または削除等の請求を受けた場合は、情報管理者は、遅滞なくその内容を調査し、その結果に基づき必要な処理を迅速に行うとともに、その措置内容を本人に通知するものとする。
- 3 前項によるほか、本法人が個人情報の取扱いに関する苦情を受けた場合は、情報管理者は、遅滞なくその内容を調査し、適切かつ迅速に処理するよう努めるとともに、その措置内容を本人に通知するものとする。

（漏えい等の事故事案への対処）

第12条 情報取扱者及びその他の役員及び職員は、個人データの漏えい、き損その他個人情報の保護に反する事案（以下「事故事案」という。）の発生を知ったときは、遅滞なくその個人情報を管理する情報管理者に通知しなければならない。

- 2 情報管理者は、遅滞なく事故事案の発生を情報統括管理責任者に報告するとともに、被害の拡大防止または復旧等に必要な措置を講じなければならない。

（個人情報を取り扱う業務の委託）

第13条 個人情報の取扱いを含む業務を本法人以外の者に委託する場合は、次の事項を明示した条項を、契約書等の書面により定めるものとする。

- （1） 委託先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、または盗用してはならないとされていること。
- （2） 当該個人データの取扱いの再委託を行うに当たっては、委託元へその旨文書をもって報告すること。
- （3） 委託契約期間等を明記すること。
- （4） 利用目的達成後の個人データの返却または委託先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
- （5） 委託先における個人データの加工（委託契約の範囲内のものを除く。）改ざん等を禁止し、または制限すること。
- （6） 委託先における個人データの複写または複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするもの等委託契約範囲内のものを除く。）を禁止すること。
- （7） 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託元への報告義務を課すこと。
- （8） 委託先において個人データの漏えい等の事故が発生した場合における委託先の責任が明確化されていること。

（個人データの第三者への提供）

第14条 本法人の保有個人データを第三者へ提供する場合は、次の事項を明示した条項を、契約書等の書面により定めるものとする。

- （1） 提供先において、その従業者に対し当該個人データの取扱いを通じて知り得た個人情報を漏らし、または盗用してはならないこととされていること。
- （2） 当該個人データの再提供を行うに当たっては、あらかじめ文書をもって本法人の了承を得ること。但し、当該再提供が、法第23条第1項第1号から第4号までに該当する場合を除く。
- （3） 提供先における保管期間等を明確化すること。
- （4） 利用目的達成後の個人データの返却または提供先における破棄若しくは削除が適切かつ確実になされること。
- （5） 提供先における個人データの複写及び複製（安全管理上必要なバックアップを目的とするものを除く。）を禁止すること。

（教育・研修等）

第15条 情報統括管理責任者は、定期的に教職員に対し、個人情報管理に関する基本方針を周知させ、個人情報管理関連の法規・制度等の知識を広めるため必要な教育研修を行わなければならない。

（規程の改廃）

第16条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

大阪医科大学附属病院個人情報保護規程

（目 的）

第1条 この規程は、大阪医科大学附属病院個人情報保護の基本方針に基づき、個人情報の保護を行うことを目的とする。

（定 義）

第2条 この規程において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

（収集、利用目的）

第3条 個人情報の収集は、原則として以下の各号の目的のため必要な範囲においてのみ収集する。

- （1） 患者個人の診療
 - （2） 病院の運営管理
 - （3） 学生・実習生・研修医の教育
- 2 学術研究を目的として患者の個人情報を収集・利用する場合、公表は匿名化を行った上で行う。患者が学術研究への利用を拒否した場合は利用しない。

規程関係

- 3 個人情報の利用目的は、これを列挙して公表揭示し、この揭示をもって患者の了承を得たものとみなす。
- 4 前項の公表揭示を行った以外に利用する場合は、当該患者の同意を得るか、または利用目的に追加し公表する。
- 5 患者が公表揭示の利用目的について同意できない旨申し出があった場合は、個人情報保護委員会において審議する。

(管理)

第4条 個人情報統括管理責任者は、個人情報への不正アクセス、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止して安全で正確な管理に努める。

(訂正等の請求)

第5条 患者等は自らの個人データについて訂正・追加・削除を請求することができる。

(請求に対する決定)

第6条 前条の請求があった場合、個人情報保護委員会にて審議し決定通知する。

(請求拒否の条件)

第7条 前条の決定において、以下のいずれかに該当すると判断された場合は請求を拒むことができる。

- (1) 利用目的から見て訂正等が必要でない場合
- (2) 誤りがあるとの指摘が正しくない場合
- (3) 訂正等の対象が事実でなく評価に関する情報である場合
- (4) 対象となる情報について本院には訂正等の権限がない場合

(廃棄)

第8条 個人情報を廃棄する場合は、裁断、溶解等確実な方法をとる。

- 2 コンピューター等の電子媒体を用いて保管している場合は、データの確実な消去または記憶媒体の破壊により廃棄する。
- 3 上記廃棄を適切な廃棄物処理業者に委託することができる。

(業務の外部委託)

第9条 業務の一部を外部の施設等に委託することに伴い、個人情報を当該施設等に提供する場合は、以下の各号による。

- (1) 信頼の置ける施設等を選定すること
- (2) 個人情報が十分に保護される旨契約を行うこと

(第三者への提供)

第10条 個人情報を第三者に提供する場合は以下の各号による。

- (1) 本人の同意を得ている場合
- (2) 法令に基づく届出、報告等
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のため必要がある場合で患者の同意を得ることが困難な場合など「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に定められている場合

（開示）

第11条 個人情報の開示は、別に定める「診療情報の提供に関する指針」による。

2 開示の結果個人情報の訂正・追加・削除を求められた場合は、第5条から第7条による。

（問い合わせ窓口）

第12条 個人情報に関する問い合わせ窓口は病院医療相談部に設ける。

（統括管理責任者）

第13条 個人情報管理のため、病院内に個人情報統括管理責任者を置く。

2 個人情報統括管理責任者は、病院長の指示の下、個人情報保護について責任と権限を有する。

3 個人情報統括管理責任者は副院長をもって充てる。

（個人情報担当者）

第14条 原則各部署に個人情報担当者を置く。

2 個人情報担当者は、個人情報統括管理責任者の下、各部署の個人情報保護についての必要な業務を行う。

（個人情報保護委員会）

第15条 個人情報保護の円滑な推進のため、個人情報保護委員会を設ける。

（委員会の構成）

第16条 個人情報保護委員会は次の各号の委員で構成する。

(1) 個人情報統括管理責任者

(2) 病院事務部長

(3) 事務部門より3名

(4) 技術部門より3名

(5) 診療・看護部門より4名

2 前項第3号から第5号の委員は個人情報統括管理責任者が指名する。

3 前項の委員の任期は2年とし再任はさまたげない。

4 委員が任期途中で退任した場合、当該委員の属する部門より速やかに後任委員を指名する。この後任委員の任期は前任委員の残任期間とする。

（委員長）

第17条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は前条第1項第1号の委員（個人情報統括管理責任者）がこれにあたる。

3 委員長は委員会を招集し議長となる。

（委員会の職掌）

第18条 委員会は、次の事項を所掌する。

(1) 個人情報保護に関する体制の整備

(2) 個人情報保護に関する広報と研修

(3) 個人情報利用目的の審議

(4) 個人情報の訂正・追加・削除の審議

規程関係

- (5) 個人情報漏洩があった場合の対処
- (6) その他個人情報保護に関すること全般

(改 廃)

第19条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て理事会の承認をもって行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

大阪医科大学附属病院医療事故外部調査委員会規程

(目 的)

第1条 大阪医科大学附属病院（以下「本院」という。）において発生した重大な医療事故の事故原因、診療業務上の問題点、医療業務上の責任、再発防止について第三者を含む調査・検討が必要と判断される場合のために、外部の第三者を含めた「医療事故外部調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第2条 調査委員会の設置および構成は、病院長が「近畿地区私立四医科大学附属病院における医療事故外部調査委員会設置協力に関する申し合わせ」に基づき、下記のとおり委員を選出する。

医療事故について安全管理を担当する責任者を常任委員とする。

医療事故毎にその専門領域の適任者を選出する。

必要に応じて看護師およびコ・メディカルの調査委員を選出する。

法的見解が必要なときは弁護士等に外部委員を依頼する。

病院長が指名する本院の職員から若干名を選出する。

(委員会等)

第3条 調査委員会に委員長をおき、委員長は本院以外の近畿地区私立四医科大学附属病院の常任委員の互選により選出する。

2 委員長は委員の業務を統括する。

(委員会)

第4条 調査委員会の立ち上げは、安全管理委員会が事故調査において死亡など結果が重大で、医療過誤か医療事故かの判断が困難な場合、又は重大な問題が発生した場合等必要があると認めた場合に、医療安全対策室長が発議し、病院長が決定する。

2 調査委員会は必要に応じて、委員長が招集し、その会議の議長となる。

3 調査委員長は、必要に応じ、委員以外の関係ある職員の出席を求めることができる。

4 調査委員会は、付議された事項について必要があると認めたときは、関係ある部門の職員に対し、出席を要請し、意見を聴取、また、資料の提出を求めることができる。

5 調査委員会は、調査・検討結果を速やかに病院長に報告する。

(業務)

第5条 調査委員会は次の業務を担当する。

状況の把握と情報収集

状況の分析と対応方法を検討

状況に対する予防策を検討

対応方法について関係部門との連携を図り、早期に解決策を講じること

近畿地区私立四医科大学附属病院医療事故外部調査委員会との連絡

(守秘義務)

第6条 調査委員会の委員は、検討・調査等の知り得た事項に関しては、正当な理由なく他に漏らしてはならない。

(事務)

第7条 調査委員会の庶務は医療安全対策室が行う。

2 調査委員会の検討内容は議事録として記録する。

(その他)

第8条 この規程に定める他、調査委員会の運営に関して必要と認めた事項は、安全管理委員会において定める。

附 則

この規程は平成17年4月1日から施行する。

大阪医科大学ポスト・ドクター規程

(目的)

第1条 この規程は、本学における研究体制の充実及び若手研究員の育成に資するため、博士の学位を取得した者のうち、研究プロジェクト等において一定の職務を担当して研究に従事する者の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 前条に定める職務を行う者の名称は、ポスト・ドクターとする。

(対象)

第3条 ポスト・ドクターは、博士後期課程修了者のうち、博士の学位を取得した者の中から採用する。

2 採用初年度の4月1日現在、35歳未満の者とする。

(選考と採用)

第4条 ポスト・ドクターは、将来の学術研究を担う意欲と優れた能力を有する者を当該研究プロジェクト責任者の上申により、教授会において選考し、採用する。

規程関係

(処 遇)

第5条 ポスト・ドクターは、有給とし、支給額等については別途契約書で定める。

2 ポスト・ドクターの採用期間は1年以内とし、研究上必要ある場合は、当該研究プロジェクト終了まで、採用期間を延長することができる。但し、最長5年を限度とする。

3 研究プロジェクト等に要する経費のうち、個人を特定して支出されるものを対象として、予算の範囲内で旅費、調査費、図書費等を支給することができる。

(勤務時間)

第6条 ポスト・ドクターは原則として、当該研究プロジェクト責任者の下で、1週5日以内の範囲で本学において研究に従事するものとする。1週当たりの勤務時間は35時間を超えないものとする。

(実施細目)

第7条 この規程に定めるもののほか、ポスト・ドクターの実施に関し必要な事項は、教授会において定めるものとする。

(規程改廃)

第8条 この規程の改廃は、教授会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

大阪医科大学リサーチ・アシスタント規程

(目 的)

第1条 この規程は、大阪医科大学大学院（医学研究科）における研究体制の充実及び若手研究者の育成に資するため、大阪医科大学大学院（医学研究科）博士課程の学生のうち、研究プロジェクト等に必要の補助的業務を行う者の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 前条に定める研究補助的業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタントとする。

(対 象)

第3条 リサーチ・アシスタントには、大学院医学研究科の学生から採用する。

2 リサーチ・アシスタントとして採用されるものは、ティ・チング・アシスタントと重複して、採用されることはできない。

(選考と採用)

第4条 リサーチ・アシスタントは、大学院医学研究科の学生のうち、将来研究者となる意欲と優れた能力を有する者を大学院専攻授業科目担当教授の上申により、大学院小委員会において選考の上採用する。

(処 遇)

第5条 リサーチ・アシスタントは、手当を支給することができる。手当については、時間給とし、支給に関する事項は契約書で定める。

2 リサーチ・アシスタントの採用期間は1年以内とする。但し、再採用することができる。

3 研究プロジェクト等に要する経費のうち、個人を特定して支出されるものを対象として、予算の範囲内で旅費、調査費、図書費等を支給することができる。

(研究に従事する時間)

第6条 リサーチ・アシスタントの研究に従事する時間は、1日8時間以内とし1ヵ月の合計時間は80時間以内とする。但し、当該学生の通常の研究、授業等に支障が生じないよう配慮しなければならない。

(研究補助時間の報告)

第7条 大学院専攻授業科目担当教授は、翌月2日までにリサーチ・アシスタントの当月の勤務報告書を、学長に提出するものとする。

(実施細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、リサーチ・アシスタントの実施に関し必要な事項は、大学院小委員会において定めるものとする。

(規程改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院小委員会の議を経て理事会が決定する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。



規程改正

規程が次のとおり改正されました。

学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(組 織)</p> <p>第2条 前条の事務を行うため、次の部、課等を置く。</p> <p>法人監査室 総合企画部 総 務 部</p> <p>財 務 部</p> <p>教 学 部</p> <p>病院企画室 病院事務部</p> <p>病院薬剤部 病院看護部 栄 養 部</p> <p>病院医療情報部 病院医療相談部 医療安全対策室 診療情報管理室 物流センター 図 書 館</p> <p>附属看護専門学校</p> <p>これ以外に法人は、必要に応じ臨時の部課等を置くことがある。</p>	<p>(組 織)</p> <p>第2条 前条の事務を行うため、次の部、課等を置く。</p> <p>法人監査室 総合企画部 総 務 部</p> <p>財 務 部</p> <p>教 学 部</p> <p>病院企画室 病院事務部</p> <p>病院薬剤部 病院看護部 栄 養 部</p> <p>病院医療情報部 病院医療相談部 医療安全対策室 診療情報管理室 物流センター 図 書 館</p> <p>附属看護専門学校</p> <p>これ以外に法人は、必要に応じ臨時の部課等を置くことがある。</p>
<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 各部課等においては、次の事務を所掌する。</p> <p>財 務 部</p> <p>財 務 課</p> <p>1 法人の財務及び経理に関すること。 2 決算の事務に関すること。</p>	<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 各部課等においては、次の事務を所掌する。</p> <p>財 務 部</p> <p>財 務 課</p> <p>1 法人の財務及び経理に関すること。 2 <u>予算の編成及び</u>決算の事務に関すること。</p>

新	旧
3 資金の計画及び運用管理に関する こと。	3 資金の計画及び運用管理に関する こと。
4 会計帳簿の記帳、財務諸表の作成及 びそれらの保管に関すること。	4 会計帳簿の記帳、財務諸表の作成及 びそれらの保管に関すること。
(削 除)	<u>5 予算の執行の管理に関すること。</u>
<u>5 会計監査に関すること。</u>	<u>6 会計監査に関すること。</u>
<u>6 経常費補助金等の申請及び報告資料 の提出に関すること。</u>	<u>7 経常費補助金等の申請及び報告資料 の統括調整に関すること。</u>
<u>7 財務調査、統計及び諸報告に関する こと。</u>	<u>8 財務調査、統計及び諸報告に関する こと。</u>
<u>8 金銭の出納及び保管に関すること。</u>	<u>9 金銭の出納及び保管に関すること。</u>
<u>9 各種補助金、助成金の出納に関する こと。</u>	<u>10 各種補助金、助成金の出納に関する こと。</u>
<u>10 学生生徒納付金の収納に関するこ と。</u>	<u>11 学生生徒納付金の収納に関するこ と。</u>
<u>11 有価証券等の保管に関すること。</u>	<u>12 有価証券等の保管に関すること。</u>
<u>12 借入及び償還の事務に関すること。</u>	<u>13 借入及び償還の事務に関すること。</u>
<u>13 税務に関すること。</u>	<u>14 税務に関すること。</u>
<u>14 学校債、寄附金の事務に関すること。</u>	<u>15 学校債、寄附金の事務に関すること。</u>
<u>15 財務的事項に係る各種委員会の事務 に関すること。</u>	<u>16 財務的事項に係る各種委員会の事務 に関すること。</u>
<u>16 その他、経理・会計に係る事務全般 に関すること。</u>	<u>17 その他、経理・会計に係る事務全般 に関すること。</u>
(削 除)	管財用度課
(削 除)	<u>1 大学及び病院の設備、備品等の支出 の予算適合性を審査すること。</u>
(削 除)	<u>2 大学及び病院の予算の編成に係る管 財用度課が主管する資料及び情報収集 と予算要望書資料作成に関すること。</u>
(削 除)	<u>3 大学及び病院の管財用度課が主管す る建物並びに附属施設、設備の営繕及 び保守管理に関すること。</u>
(削 除)	<u>4 不動産の統括管理に関すること。</u>
(削 除)	<u>5 固定資産関係の決算資料作成に関す ること。</u>
(削 除)	<u>6 電話に係る保守業務に関すること。</u>
(削 除)	<u>7 土地、建物及び附属施設の管理、賃 貸及び使用に関すること。</u>
(削 除)	<u>8 土地、建物及び附属施設等の官公署 等への届、諸報告及び手続に関するこ と。</u>
(削 除)	<u>9 管財用度に係る業務委託に関するこ</u>

規程関係

新	旧
(削 除)	<u>と。</u>
(削 除)	<u>10 大学及び病院の施設の清掃及び洗濯に関すること。</u>
(削 除)	<u>11 水質検査、排水処理及び医療廃棄物処理に関すること。</u>
(削 除)	<u>12 テナントの管理、監督に関すること。</u>
(削 除)	<u>13 管財用度事項に係る各種委員会の事務に関すること。</u>
(削 除)	<u>14 その他、管財・用度に係る事務全般に関すること。</u>
予 算 課	(新 設)
<u>1 予算の編成方針の作成及び予算原案の編成事務に関すること。</u>	(新 設)
<u>2 大学及び病院の設備、備品等の支出の予算適合性を審査すること。</u>	(新 設)
<u>3 予算の執行の管理に関すること。</u>	(新 設)
<u>4 予算の統制に関すること。</u>	(新 設)
<u>5 予算の執行後の検証に関すること。</u>	(新 設)
<u>6 補助金に係る指針の策定及び調査研究に関すること。</u>	(新 設)
<u>7 補助金に係る統括調整及び管理に関すること。</u>	(新 設)
<u>8 予算及び補助金に係る各種委員会の事務に関すること。</u>	(新 設)
<u>9 その他、予算及び補助金に係る事務全般に関すること。</u>	(新 設)
教 学 部	教 学 部
広報・入試課	入 試 課
<u>1 大学、学生募集に係る広報に関すること。</u>	(新 設)
<u>2 医学部、大学院の入学試験に関すること。</u>	<u>1 医学部、大学院の入学試験に関すること。</u>
<u>3 大学入試センター試験に関すること。</u>	<u>2 大学入試センター試験に関すること。</u>
<u>4 その他、入学試験に係る事務全般に関すること。</u>	<u>3 その他、入学試験に係る事務全般に関すること。</u>
物流センター	物流センター
<u>1 物流センター運営のための企画及び立案に関すること。</u>	<u>5 センター運営のためのシステム構築に係る企画及び立案に関すること。</u>
<u>2 大学及び病院で使用する物品、設備、</u>	<u>3 大学及び病院で使用する物品の調</u>

新	旧
<p><u>備品等</u>の調達、管理及び運営に関する こと。</p> <p>3 <u>大学及び病院に係る物品、設備、備 品等の購入</u>適合性の審査に関する こと。</p> <p>4 <u>大学及び病院の予算の編成に係る物 流センターが主管する資料並びに情報 の収集とその提供</u>に関すること。</p> <p>5 <u>大学及び病院の物流センターが主管 する建物並びに附属施設、設備の営繕 及び保守管理</u>に関すること。</p> <p>6 <u>固定資産関係の決算資料作成のため の情報提供</u>に関すること。</p> <p>7 <u>業務委託の管理運営</u>に関すること。</p> <p>8 <u>不動産の統括管理</u>に関すること。</p> <p>9 <u>土地、建物及び附属施設の管理、賃 貸及び使用</u>に関すること。</p> <p>10 <u>土地、建物及び附属施設等の官公庁 等への届、諸報告及び手続き</u>に関する こと。</p> <p>11 <u>電話に係る保守業務</u>に関すること。</p> <p>12 <u>大学及び病院施設の清掃及び洗濯に 関する</u>こと。</p> <p>13 <u>水質検査、排水処理及び医療廃棄物 処理</u>に関すること。</p> <p>14 <u>テナントの管理、監督</u>に関すること。</p> <p>15 <u>物流センター</u>運営に係る手順書の作 成に関すること。</p> <p>16 <u>物流センター</u>に係る各種委員会の<u>事 務</u>に関すること。</p> <p>17 その他、<u>物流センター</u>に係る業務全 般に関すること。</p>	<p>達、管理及び運営に関すること。</p> <p>1 <u>大学及び病院に係る物品支出</u>の適合 性の審査に関すること。</p> <p>2 <u>大学及び病院の予算の編成に係る物 流センターが主管する資料並びに情報 収集と予算要望書資料作成</u>に関するこ と。 (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>4 <u>物品に係る委託業務</u>の管理運営に関 すること。 (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>6 <u>センター</u>運営に係る手順書の作成に 関すること。</p> <p>7 <u>物品</u>に係る各種委員会に関するこ と。</p> <p>8 その他、<u>物品</u>に係る業務全般に関す ること。</p>
<p><u>附 則</u> この改正は、平成17年6月14日から施行する。</p>	

規程関係

学校法人大阪医科大学相談役、顧問及び参与の設置に関する規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
学校法人大阪医科大学相談役の設置に関する規程	学校法人大阪医科大学相談役、 <u>顧問及び参与</u> の設置に関する規程
第1条 学校法人大阪医科大学（以下「本法人」という）に相談役を置くことができる。	第1条 学校法人大阪医科大学（以下「本法人」という）に相談役、 <u>顧問及び参与</u> を置くことができる。
第2条 相談役は、本法人の運営に関する重要事項について意見を述べることができる。 （削除） （削除）	第2条 相談役は、本法人の運営に関する重要事項について意見を述べることができる。 2 <u>顧問は、理事長の諮問、相談に応じ、その専門とする事項について意見を述べるものとする。</u> 3 <u>参与は、本法人の理事長及び常務理事を補佐する。</u>
第3条 相談役は、本法人の理事長の職にあった者より理事会の議を経て理事長が委嘱する。 （削除） （削除） （削除）	第3条 相談役は、本法人の理事長の職にあった者より理事会の議を経て理事長が委嘱する。 2 <u>顧問及び参与は、理事会の議を経て理事長が委嘱する。</u> 3 <u>顧問は常勤または非常勤とする。</u> 4 <u>参与は常勤または非常勤とし、常勤の本法人職員が兼嘱できる。</u>
第4条 相談役の任期は3年とし、再委嘱を妨げない。 （削除）	第4条 相談役の任期は3年とし、再委嘱を妨げない。 2 <u>顧問及び参与の任期は1年とし、再委嘱を妨げない。</u>
第5条 相談役には報酬を支給することができる。	第5条 相談役、 <u>顧問及び参与</u> には報酬を支給することができる。
附 則 <u>この改正は、平成17年5月10日から施行する。</u>	

学校法人大阪医科大学就業規則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第28条の3 職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに職員と同居する祖父母及び兄弟姉妹の負傷、疾病または老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障があるものを介護するために介護休業を申し出た場合は、別に定める介護休業規程により休業させることができる。</p> <p>2 <u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、負傷し、または疾病にかかった当該子の世話をするために、就業規則第24条に規定する年次有給休暇とは別に、1年間につき5日間を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、1月1日から12月31日までの期間とする。</u></p> <p>3 <u>取得しようとする者は、原則として、事前に総務部人事課に申し出るものとする。</u></p> <p>4 <u>給与、賞与、定期昇給及び退職金の算定にあたっては、取得期間は通常の勤務をしたものとみなす。</u></p>	<p>第28条の3 職員が、配偶者、父母、子、配偶者の父母並びに職員と同居する祖父母及び兄弟姉妹の負傷、疾病または老齢により2週間以上日常生活を営むのに支障があるものを介護するために介護休業を申し出た場合は、別に定める介護休業規程により休業させることができる。</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p> <p>（新 設）</p>
<p>附 則 この改正は、平成17年4月1日から施行する。</p>	

学校法人大阪医科大学就業規則（関係条文新旧対照表）

旧			
<p>別表1 大学教育職員 看護専門学校教員 事務職員（図書館・病院看護部・栄養部栄養課に勤務する者を除く。） ただし、図書館勤務の事務職員が時間外受付及び当直勤務をする場合は、別表1を適用する 技術職員（栄養部栄養課に勤務する者を除く。）</p>			
区分等	勤務時間	休憩時間	備考
通常・ 全日勤務	平日 1) 始業8時30分～終業16時50分 2) 始業9時00分～終業17時20分 3) 始業9時40分～終業18時00分	11時30分～12時30分 12時00分～13時00分 12時30分～13時30分 12時10分～13時00分 12時50分～13時40分 ～のいずれかを交替により与える。	時間外受付勤務の勤務割りは1ヵ月毎に各職員に前月の25日までに通知する。
通常・ 半日勤務	土曜日 始業8時30分～終業12時40分		
当直勤務	始業16時50分～終業翌日8時30分	22時00分～翌日6時20分	勤務割りは1ヵ月毎に各職員に前月の25日までに通知する。

新			
<p>別表1 大学教育職員 看護専門学校教員 事務職員（図書館・病院看護部・栄養部栄養課に勤務する者を除く。） ただし、図書館勤務の事務職員が時間外受付及び当直勤務をする場合は、別表1を適用する 技術職員（栄養部栄養課に勤務する者を除く。）</p>			
区分等	勤務時間	休憩時間	備考
通常・ 全日勤務	平日 1) 始業7時30分～終業15時50分 2) 始業7時40分～終業16時00分 3) 始業8時00分～終業16時20分 4) 始業8時30分～終業16時50分 5) 始業9時00分～終業17時20分 6) 始業9時30分～終業17時50分 7) 始業9時40分～終業18時00分 8) 始業10時00分～終業18時20分	11時30分～12時30分 12時00分～13時00分 12時30分～13時30分 12時10分～13時00分 12時50分～13時40分 13時00分～14時00分 ～のいずれかを交替により与える。	時間外受付勤務の勤務割りは1ヵ月毎に各職員に前月の25日までに通知する。
通常・ 半日勤務	土曜日 1) 始業7時30分～終業11時40分 2) 始業8時00分～終業12時10分 3) 始業8時30分～終業12時40分 4) 始業9時00分～終業13時10分 5) 始業9時30分～終業13時40分		
当直勤務	始業16時50分～終業翌日8時30分	22時00分～翌日6時20分	勤務割りは1ヵ月毎に各職員に前月の25日までに通知する。

学校法人大阪医科大学育児休業規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第2条</p> <p>(1) 期間を定めて雇用される者 <u>ただし、申請時点において以下のいずれにも該当する者については対象とする。</u> <u>引き続き雇用された期間が1年以上あること</u> <u>子が1才に達する日を超えて雇用が継続することが見込まれること（子が1才に達する日から1年を経過する日までに雇用関係が終了することが明らかである者を除く）</u></p>	<p>第2条</p> <p>(2) 期間を定めて雇用される者</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第5条 休業の期間は、原則として子が出生した日から1才に達する日（誕生日の前日）までを限度として、連続した本人の申出の期間とする。</p> <p><u>ただし、育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は次の事情がある場合に限り、子の1才の誕生日から1才6ヶ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は子の1才の誕生日に限るものとする。</u></p> <p>(1) <u>保育所に入所を希望しているが、入所できない場合</u></p> <p>(2) <u>職員の配偶者であって育児休業対象となる子の親であり、1才以降育児に当たる予定であった者が死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合</u></p>	<p>第5条 休業の期間は、原則として子が出生した日から1才に達する日（誕生日の前日）までを限度として、連続した本人の申出の期間とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
<p>第8条 休業期間は、<u>出勤したもののみなす。</u></p>	<p>第8条 休業期間は、<u>全労働日から除外するものとする。</u></p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	

学校法人大阪医科大学介護休業規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第2条</p> <p>(1) 休業申出の日から起算して<u>93日</u>以内に退職予定でない者</p> <p>(5) <u>期間を定めて雇用される者のうち、申出時点において以下のいずれにも該当する者</u> <u>引き続き雇用された期間が1年以上あること</u> <u>介護休業開始予定日から93日を経過する日（93日経過日）を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかである者を除く）</u></p>	<p>第2条</p> <p>(1) 休業申出の日から起算して<u>1年</u>以内に退職予定でない者</p> <p>（新設）</p>
<p>第4条 休業の期間は、介護を必要とするもの一人につき<u>要介護状態に至るごとに1回、期間は通算して93日</u>を限度として、本人の申し出た期間とする。<u>ただし、2回目以降の申出は、介護を必要とするものが要介護状態からいったん回復し、ふたたび要介護状態に至った場合に対象とする。</u></p> <p>3 やむを得ない事由のある場合は、あらかじめ申し出た休業期間が満了する2週間前の日までに、本学所定の「<u>介護休業期間変更届</u>」により申し出て、<u>各申出につき1回</u>に限り、休業期間の延長または短縮をすることができる。ただし、通算して第1項に定める<u>93日</u>をこえることはできない。</p>	<p>第4条 休業の期間は、介護を必要とするもの一人につき<u>連続する3ヶ月</u>を限度として、本人の申し出た期間とする。</p> <p>3 やむを得ない事由のある場合は、あらかじめ申し出た休業期間が満了する2週間前の日までに、本学所定の「<u>介護休業期間変更届</u>」により申し出て、1回に限り、休業期間の延長または短縮をすることができる。ただし、通算して第1項に定める<u>3ヶ月</u>をこえることはできない。</p>
<p>第7条 年次有給休暇の算定の基礎となる全労働日については、休業期間を<u>出勤したもの</u>とみなす。</p>	<p>第7条 年次有給休暇の算定の基礎となる全労働日については、休業期間を<u>除外した日数</u>をもって、<u>全労働日</u>とする。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学附属病院関連病院に関する規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
大阪医科大学附属病院 <u>連携病院</u> に関する規程	大阪医科大学附属病院 <u>関連病院</u> に関する規程
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 本規程は、大阪医科大学各臨床・基礎系講座、各中央診療部（各講座・診療部と略す）と連携する<u>病院</u>に関し、必要な事項を定める。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 本規程は、大阪医科大学各臨床・基礎系講座、各中央診療部（各講座・診療部と略す）と連携する<u>関連病院</u>に関し、必要な事項を定める。</p>
<p>（定義）</p> <p>第2条 <u>連携病院</u>とは本学各講座・診療部責任者がその講座・診療部医師（研修医を除く）の人事交流、医療情報の交換、共同研究、患者の相互紹介等を行う病院として定め、本学主関連病院並びに主関連診療科に関する規程第4条の運営委員会が認定した病院をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 <u>関連病院</u>とは本学各講座・診療部責任者がその講座・診療部医師（研修医を除く）の人事交流、医療情報の交換、共同研究、患者の相互紹介等を行う病院として定め、本学主関連病院並びに主関連診療科に関する規程第4条の運営委員会が認定した病院をいう。</p>
<p>（病院長会）</p> <p>第4条 本学と第2条で認定された全ての<u>連携病院</u>が連絡を密にして、相互の発展に寄与するため<u>連携病院長会</u>を置く。</p> <p>2 本会の会員は大阪医科大学各講座・診療部責任者と<u>連携病院</u>の病院長とする。</p>	<p>（病院長会）</p> <p>第4条 本学と第2条で認定された全ての<u>関連病院</u>が連絡を密にして、相互の発展に寄与するため<u>関連病院長会</u>を置く。</p> <p>2 本会の会員は大阪医科大学各講座・診療部責任者と<u>関連病院</u>の病院長とする。</p>
<p>（病院長会役員会）</p> <p>第5条 <u>連携病院との円滑な運営に関する事項を審議するため病院長会役員会（以下、「役員会」という。）を置く。</u></p>	<p>（病院長会役員）</p> <p>（新設）</p>
<p>第6条 <u>役員会は次の委員をもって組織する。</u></p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) 委員 7名</p> <p>(4) 監事 2名</p> <p>4 <u>委員・監事</u>は、会員の中から会長が委嘱する。</p>	<p>第5条 <u>本会に、次の役員を置く。</u></p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 1名</p> <p>(3) <u>幹事</u> 若干名</p> <p>（新設）</p> <p>4 <u>幹事</u>は、会員の中から会長が委嘱する。</p>
<p>（病院長会議）</p> <p>第7条 本会は、原則として毎年1回定例総会を開くものとする。</p> <p>第5条の役員をもって構成する本会役員会は、必要に応じて会長が召集するものとする。</p>	<p>（病院長会議）</p> <p>第6条 本会は、原則として毎年1回定例総会を開くものとする。</p> <p><u>なお、必要に応じて臨時総会を開くことができる。</u></p> <p>第5条の役員をもって構成する本会役員会は、必要に応じて会長が召集するものとする。</p>

規程関係

新	旧
(削 除)	<p>(人事発令)</p> <p>第7条 関連病院への出向は、本学各講座・診療部に在籍する医師（研修医を除く）の人事異動の一環としてその講座・診療部の責任者・病院長及び学長の承認を経て、理事長が発令し第2条の運営委員会に届出る。</p>
(削 除)	<p>(出 向)</p> <p>第8条 第3条の目的のため一定期間関連病院へ出向することを指す。</p> <p>2 出向に際して、本学は教育職員を出向による休職扱いとする。</p> <p>3 種々の資格取得等に必要な本学における臨床歴・研究歴は、所定の手続きを経て出向期間中保障される。</p>
(削 除)	<p>(出向期間)</p> <p>第9条 出向期間については、出向者の所属各講座・診療部の意向を尊重する。</p> <p>2 出向期間は、一医療機関に連続5年を限度とし、これを超えて更新することはできない。ただし、所属各講座・診療部責任者が特別に必要と認める場合はこの限りでない。</p>
<p>(病院長会会計)</p> <p>第8条 本会の会計は、会費をもってこれに充て、年1回定例総会において会計報告を行う。なお、会費は年額5,000円とする。ただし、本学各講座・診療部に属する医師の教育のみを目的に連携している病院については、会費を無料とする。</p>	<p>(病院長会会計)</p> <p>第10条 本会の会計は、会費をもってこれに充て、年1回定例総会において会計報告を行う。なお、会費は年額5,000円とする。</p>
<p>(病院長会事務局)</p> <p>第9条 本会の事務局は、本院病院医療相談部内に置く。</p>	<p>(病院長会事務局)</p> <p>第11条 本会の事務局は、本院病院医療相談部内に置く。</p>
<p>(細 則)</p> <p>第10条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会の議を経て、総会で決定する。</p>	<p>(細 則)</p> <p>第12条 この規程に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は役員会の議を経て、総会で決定する。</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学主関連病院並びに主関連診療科に関する規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 主関連病院並びに主関連科とは、別に定める基準（内規）を充たし、本学に在籍する医師（研修医を含む）の人事交流、医学・医療情報の交換等を組織的、計画的に行う病院として、本規程第4条の運営委員会が認定した病院をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 主関連病院並びに主関連科とは、別に定める基準（内規）を充たし、本学に在籍する医師（研修医を含む）の人事交流、医学・医療情報の交換、<u>共同研究、患者の相互紹介</u>等を組織的、計画的に行う病院として、本規程第4条の運営委員会が認定した病院をいう。</p>
<p>(目的)</p> <p>第3条 この制度は、本学と主関連病院並びに主関連科が、組織的に連携を強めることにより、本学に在籍する医師（研修医を含む）の臨床教育・研修・研究の充実及び診療技術の向上を図り、相互の活性化を促進し、地域医療の向上に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 この制度は、本学と主関連病院並びに主関連科が、組織的に連携を強めることにより、本学に在籍する医師（研修医を含む）の臨床教育・研修・研究の充実及び診療技術の向上を図り、相互の活性化を促進し、<u>両者の合理的・効率的な経営に資するとともに</u>、地域医療の向上に寄与することを目的とする。</p>
<p>第5条 運営委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長 (2) 病院長 (3) 副院長 (4) 教授 6名 (5) 病院事務部長</p>	<p>第5条 運営委員会は、次の委員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長 (2) 病院長 (3) 副院長 <u>1名</u> (4) 教授 6名 (5) 病院事務部長</p>
<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 <u>運営委員会</u>に委員長を置き、病院長をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、<u>運営委員会</u>を招集し、その議長となる。</p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 <u>委員会</u>に委員長を置き、病院長をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、<u>委員会</u>を招集し、その議長となる。</p>
<p>第7条 <u>運営委員会</u>に副委員長を置き、副院長1名をもって充てる。</p>	<p>第7条 <u>委員会</u>に副委員長を置き、副院長1名をもって充てる。</p>
<p>(審議事項)</p> <p>第8条 <u>運営委員会</u>は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 主関連病院並びに主関連科の基準に関すること (2) 人事交流の基本方針に関すること (削除)</p>	<p>(審議事項)</p> <p>第8条 <u>委員会</u>は、次の事項を審議する。</p> <p>(1) 主関連病院並びに主関連科の基準に関すること (2) 人事交流の基本方針に関すること (3) <u>主関連病院と協力して行う卒後臨床教育・研修及び研究に関する事</u></p>

規程関係

新	旧
<p>(3) 医学情報・医療情報の交換に関すること (削除) (4) 年間事業計画に関すること (5) その他第3条の目的達成のため必要な事項</p>	<p>(4) 医学情報・医療情報の交換に関すること (5) <u>患者の相互紹介に関すること</u> (6) 年間事業計画に関すること (7) その他第3条の目的達成のため必要な事項</p>
<p>(人事発令) 第9条 本学主関連病院及び主関連科への出向は、本学に在籍する医師（研修医を除く）の人事異動の一環として所属の教室責任者、病院長及び学長の承認を経て、理事長が発令する。 (削除)</p>	<p>(人事発令) 第9条 本学主関連病院及び主関連科への出向は、本学に在籍する医師（研修医を除く）の人事異動の一環として所属の教室責任者、病院長及び学長の承認を経て、理事長が発令する。 2 <u>研修医の学外研修は、教室責任者と病院長の承認を得るものとする。</u></p>
<p>(出向期間) 第11条 出向期間については、出向者の所属教室の意向を尊重して<u>運営委員会</u>で決定する。 2 出向期間は、一医療機関に連続5年を<u>限度とする</u>。ただし、<u>運営委員会</u>が必要と認める場合はこの限りでない。</p>	<p>(出向期間) 第11条 出向期間については、出向者の所属教室の意向を尊重して<u>委員会</u>で決定する。 2 出向期間は、一医療機関に連続5年を<u>限度とし、これを超えて更新することはできない</u>。ただし、<u>委員会</u>が必要と認める場合はこの限りでない。</p>
<p>第12条 <u>運営委員会</u>の運営その他必要な事項は、運営委員会において別に定める。</p>	<p>第12条 <u>委員会</u>の運営その他必要な事項は、運営委員会において別に定める。</p>
<p>(附属病院<u>連携</u>病院長会) 第13条 本学と本学が連携する全ての病院間には、別に定める規程に従って、附属病院<u>連携</u>病院長会を設ける。</p>	<p>(附属病院<u>関連</u>病院長会) 第13条 本学と本学が連携する全ての<u>関連</u>病院間には、別に定める規程に従って、附属病院<u>関連</u>病院長会を設ける。</p>
<p>(事務) 第15条 主関連病院及び主関連科に関する事務は、<u>総務部人事課及び</u>病院医療相談部において処理する。</p>	<p>(事務) 第15条 主関連病院及び主関連科に関する事務は、病院医療相談部において処理する。</p>
<p>附 則 <u>この改正は、平成17年4月1日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学学長予定者選考規程（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>第12条 第二次選挙において有効投票数の過半数を得た者を、学長予定者に確定する。</p>	<p>第12条 第二次選挙において投票の過半数を得た者を、学長予定者に確定する。</p>
<p>（学長予定者が確定しなかった場合） 第13条 第一次選挙または第二次選挙の不成立、学長予定者が確定しなかった場合、その他選挙に関する紛議の生じた場合の措置は教授会が定める。</p>	<p>（選挙の紛議） 第13条 第一次選挙または第二次選挙の不成立その他選挙に関する紛議の生じた場合の措置は教授会が定める。</p>
<p>附 則 <u>この改正は、平成17年6月15日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学学長予定者選考規程施行細則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>（選挙期日） 第5条 選挙委員会は、選挙期日を定めこれを公示しなければならない。</p>	<p>（選挙期日） 第5条 選挙委員会は、発足後速やかに選挙期日を定めこれを公示しなければならない。</p>
<p>附 則 <u>この改正は、平成17年6月15日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学倫理委員会規則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>（目的） 第1条 この規則は、大阪医科大学に倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、同大学及び同附属病院（以下、「大学」という。）において行われる、人を対象とする医学的研究（以下、「研究」という。）において、ヘルシンキ宣言（2002年WMAワシントン総会で第29項目明確化のための注釈が追加。）の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この規則は、大阪医科大学に倫理委員会（以下、「委員会」という。）を設置し、同大学及び同附属病院（以下、「大学」という。）において行われる、人を対象とする医学的研究（以下、「研究」という。）において、ヘルシンキ宣言（2000年エディンバラ修正）の趣旨に沿った倫理上の指針を与えることを目的とする。</p>
<p>（委員会の組織） 第2条 6 <u>委員会は、男女両性で構成されなければならない。</u></p>	<p>（委員会の組織） 第2条 （新 設）</p>

規程関係

新	旧
<p>(審査の留意点)</p> <p>第6条 前条の申請に対する委員会または専門部会の審査は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。</p> <p>(1) 研究の対象者たる個人の人権の擁護</p> <p>(2) 被験者に理解を求めおよび同意を得る方法</p> <p>(3) 研究の遂行により惹起する可能性のある個人への不利益および危険性に対する配慮</p> <p>(4) <u>個人情報</u>の保護</p>	<p>(審査の留意点)</p> <p>第6条 前条の申請に対する委員会または専門部会の審査は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。</p> <p>(1) 研究の対象者たる個人の人権の擁護</p> <p>(2) 被験者に理解を求めおよび同意を得る方法</p> <p>(3) 研究の遂行により惹起する可能性のある個人への不利益および危険性に対する配慮</p> <p>(新設)</p>
<p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成17年6月15日から施行する。</u></p>	

大阪医科大学倫理委員会細則（関係条文新旧対照表）

新	旧
<p>(議 事)</p> <p>第2条</p> <p>2 委員会は委員総数の、専門委員会は専門委員総数の、いずれも3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。<u>ただし、当該議事について書面をもって、予め意思表示をした者は出席者とみなす。</u></p>	<p>(議 事)</p> <p>第2条</p> <p>2 委員会は委員総数の、専門委員会は専門委員総数の、いずれも3分の2以上の出席がなければ、議事を開くことができない。</p>
<p>(審 査)</p> <p>第3条</p> <p><u>5 委員会は、次の各号に掲げる事項の審査について、委員長が予め指名した委員による迅速審査を行うことができる。迅速審査の結果は、その審査を行った委員以外の全ての委員に報告されなければならない。</u></p> <p>(1) <u>プロトコルが確立されている多施設共同研究等で、既に主たる研究機関の倫理委員会等で審査を受け承認された研究</u></p> <p>(2) <u>診療上必要な臨床検体の一部の提供に関する研究</u></p>	<p>(審 査)</p> <p>第3条</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
(3) <u>既に当該委員会で承認された研究に準じて類型化されている研究</u>	(新 設)
(4) <u>申請者から書面により理由を付して迅速審査の要請があり、迅速審査が必要であると委員長が判断した課題</u>	(新 設)
6 <u>前項の報告を受けた委員は、委員長に対し、理由を付した上で、当該事項について、改めて委員会における審査を求めることができる。この場合において、委員長は、相当の理由があると認めるときは、委員会を速やかに開催し、当該事項について審査しなければならない。</u>	(新 設)
附 則 <u>この細則は、平成17年6月15日から施行する。</u>	

大阪医科大学附属看護専門学校学則（関係条文新旧対照表）

新	旧																										
(削 除)	(寄 宿 舎) <u>第29条 本校に入学を許可された者は、寄宿舍に入ることができる。</u> <u>2 寄宿舍に関する規則は学校長が別に定める。</u>																										
別表2 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>学 科 名</th> <th>入学検定料</th> <th>入学金</th> <th>施設設備費</th> <th>授業料</th> <th>実験実習料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護 専門課程</td> <td>看護学科</td> <td>円 25,000</td> <td>円 300,000</td> <td>円 40,000</td> <td>円 350,000</td> <td>円 50,000</td> </tr> </tbody> </table>	課 程	学 科 名	入学検定料	入学金	施設設備費	授業料	実験実習料	看護 専門課程	看護学科	円 25,000	円 300,000	円 40,000	円 350,000	円 50,000	別表2 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>課 程</th> <th>学 科 名</th> <th>入学検定料</th> <th>入学金</th> <th>授業料</th> <th>実験実習料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護 専門課程</td> <td>看護学科</td> <td>円 20,000</td> <td>円 150,000</td> <td>円 350,000</td> <td>円 50,000</td> </tr> </tbody> </table>	課 程	学 科 名	入学検定料	入学金	授業料	実験実習料	看護 専門課程	看護学科	円 20,000	円 150,000	円 350,000	円 50,000
課 程	学 科 名	入学検定料	入学金	施設設備費	授業料	実験実習料																					
看護 専門課程	看護学科	円 25,000	円 300,000	円 40,000	円 350,000	円 50,000																					
課 程	学 科 名	入学検定料	入学金	授業料	実験実習料																						
看護 専門課程	看護学科	円 20,000	円 150,000	円 350,000	円 50,000																						
附 則 <u>この改正は、平成17年6月15日から施行する。</u>																											

訃 報



本学名誉教授の杉本 修先生（79歳）が、去る7月14日午後4時ご自宅にて肺炎のため逝去されました。

謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

なお、故杉本 修先生には、永年の医学教育功勞に対し、国より従五位に叙せられ、瑞宝小綬章が授けられました。

平成17年度 永年勤続表彰

日 時： 平成17年6月2日（木）
20年勤続表彰 24名 午前10時～
35年勤続表彰 2名 午前11時～
場 所： 総合研究棟12階 第2会議室

35年勤続教職員

澤井 正幸（放射線科・技師長補佐）

杉田 凉子（総務部・総務部付主任）

（50音順）



勤続35年表彰者

勤続35年

永年勤続表彰を受けて

放射線科 澤井 正幸
技師長補佐

6月2日、永年勤続35年の表彰を受けることができました。振り返ってみますと、いつの間にか35年が過ぎ去ったような気がします。そしてこの間何をしてきたのかなと思うことがありますが、その時々には、悩んだり、苦しかった事もありました。これを機会に、己をもう一度見直したいと思います。

昭和45年始めて正面玄関の門を通った時、最初に目に入ったのは、木造の病棟でした。古い病棟

にちょっとがっかりしましたが、中に入っていくと今の2・3号館では、綺麗な病院だと思い直し何となくほっとしたようなことを思い出しました。

放射線技師としての勤務は、最初一般撮影を諸先輩から色々教わりましたが、当時は、手取り、足取り教えると言う感じではなく、「まあ一回やってみて経験しろ」と言う感じで教えてもらいました。

当時放射線技師の数も12名程度と、今と比べればかなり少なく家庭的な雰囲気があり、機器の故障で夜遅くまで修理をしそのままソファで寝て、次の日の勤務に就いたことなどありましたが、皆で和気藹々仕事をやっている雰囲気がとても楽しかったように思います。

この35年間に放射線機器も、CT、MR、FCRなど新しい機器が導入されアナログからDR化が進み、画像診断も大きく変化しました。私も、進歩の著しい画像診断部門から3年前に放射線治療

の責任者として配属され日々治療の仕事に専念し、充実した毎日を送っています。現在患者サービスが最も大切であり、そのためにも患者と接するスタッフの人間性も大事だと思います。自己を含めスタッフ一同、人間力を高めるため努力をしていきたいと思っています。

最後になりましたが、色々お世話になってます諸先輩、また大学、病院の方々にお礼申し上げます。

20年勤続教職員

池本 敏行（中央検査部・技師長補佐）
 石原 正（第1内科学・診療助教授）
 石原真理子（病院看護部・看護師）
 稲田 次男（臨床工学室・主任）
 大西 薫（病院看護部・看護師主任）
 北尾 里江（病院事務部医事課・課長補佐）
 久島さゆり（臨床治験センター・主任）
 斉藤 節子（病院看護部・看護補助員）
 志摩 美緒（輸血室・技師長補佐）
 高木 裕美（病院看護部・看護師主任）
 谷村 浩子（リハビリテーション科・主事）
 田村恵美子（栄養部栄養課・用務員）
 辻内 民子（病院看護部・看護補助員）

筒井 克子（中央検査部・主事）
 平手 千鶴（総務部・総務部付主事）
 藤岡 良彦（微生物学教室・主任）
 間曾 啓子（病院看護部・看護師主任）
 満 真帆子（病院看護部・保育士）
 南本香寿美（第1生理学教室・事務員）
 宮本 学（教育センター・講師）
 八尾 好純（臨床工学室・主任）
 山口 智子（病院看護部・保育士）
 脇田 美子（総務部・総務部付主任）
 和田 晋一（中央検査部・主事）

（50音順）



勤続20年表彰者

勤続20年

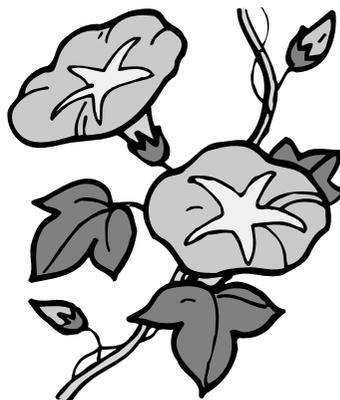
永年勤続表彰を受けて

病院看護部 満 真帆子
保育士

この度、保育室から私と同僚の2名の保育士が勤続20年を迎え、表彰を受けることができました。私が採用された当時の保育室は現在の建物とは別の隣接した場所にあり、その敷地内には園庭とは別に沢山の畝を作った大きな畑もありました。そこでは四季を彩る花々だけではなく、スイカやさつま芋といった沢山の収穫物の栽培も手掛けて子ども達の味覚をも楽しませていましたが、今となっては保育室周辺をはじめ院内の構造は当時とは随分様変わりしました。現在残された園庭に美しく咲き誇る花を目にして思い返しますと、園庭内での畑作業の思い出も子どもにとって目に触れる所に自然があり、季節感を得られるという意味で保育の観点からしても大切な役割があったと思っております。また、保育士という仕事に就いて、これまで沢山の子ども達との出会いがありました。子どもと共に日々の生活を過ごすのはまさに肉體勝負の連続…。新任の頃はぎっくり腰を起こした事もありましたが、小さな赤ちゃんを抱いて肌の温もりを直に感じ、無心無垢に自分の腕の中でミルクを飲みながらいつの間にか寝息をたて

ている愛おしい姿を目にする度、充足感を味わいながら保育をし、今日を迎えています。

保育室の現況ですが、発足以来、病院看護師の方々の子ども達を預かって参りましたが、平成14年度より大学、病院内で働く職員を対象とした保育施設となりました。これは近年、既婚女性の社会進出の増加に伴って保育ニーズが高まっているという社会的背景を反映しているものとして、私たち保育士も保育室の在り方を見直す良い機会として捉えています。0～3才児という人格形成の土台を作る大切な乳幼児期の子どもを預かり、保育に携わる者の責務の重さを今回20年の節目にあたって改めて認識し、経験だけではなく、更なる保育の専門性を身につけることの必要性も実感しているところです。そして今後とも保育室のスタッフが協力しあい、看護部、人事課と連携を取りながら、子どもにとって何が大切かを考えたより良い保育を心掛け、保育室が保護者の方にとって安心して働けるような信頼できる場であるよう努めていきたいと思っております。



平成16年度決算について

平成16年度決算は、本年5月28日開催の理事会において議決され、同日開催の評議員会において報告されました。結論から先に申し上げますと、帰属収支レベルでは約1億5千2百万円のプラスとなりました。その原因について前年度との決算対比で簡単にコメントいたします。

<帰属収入>

(イ) 学生生徒等納付金

前年度対比で7千7百万円の増収となっております。スライドによる影響がまだ残っていることが原因となっております。

(ロ) 手数料

前年度対比で8百万円の増収となっております。医学部の受験生が昨年度より203人増加し入学検定料収入が増加した為です。平成16年度より受験生増加プロジェクトが実施されその効果が出たものと思われまます。

(ハ) 寄付金

前年度対比で2億4千2百万円の増収となっております。病院7号館建設のための寄付金が増加したためと、看護専門学校新校舎建設のための寄付金募集がスタートしその成果がでたことが原因となっております。

(ニ) 補助金

前年度対比で1億8千7百万円の減収となっております。経常費補助金が配点減のため大幅に減少したことが主な原因です。なお、研究機構にかかる補助金は、約2千万円増加しております。

(ホ) 資産運用収入

前年度対比で4千9百万円の増収となっております。金利の低下に対処するため、運用資金の一部を安全で高利回りの商品にシフトしたことが主な原因となっております。

(ヘ) 資産売却差額

前年度とほとんど差異はありません。

(ト) 事業収入

前年度対比で2千9百万円の増収となっております。受託研究収入及び共同研究収入が増加したことが原因となっております。

(チ) 医療収入

前年度対比で6千2百万円の減収となっております。減収の大半は入院収入ですが、療養環境を整備するため5号館の改修工事を3ヶ月あまりかけて実施したことが大きな原因と考えております。入院患者数の激減にも拘らず大幅な医療収入の減収にならなかったのは患者様1人当りの単価が増加したことが原因となっております。包括医療制度に対応した効率のよい医療が進んでいると考えております。

決 算

(リ) 雑収入

前年度対比で1億4千2百万円の増収となりました。退職金財団交付金収入の増と医療訴訟にかかる保険料収入が増加したことが主な原因となっております。

収入全体では、前年度と比べ2億9千7百万円の増加となりました。

(ヌ) 基本金組入

大型の設備投資として看護専門学校新校舎建築及び病院7号館建築等をあげることができます。

<消費支出>

(イ) 人件費

前年度対比で2億4千9百万円の支出増となりました。研修医の奨学手当及び研修医指導手当並びに退職金財団掛金率のアップが大きな原因となっております。

(ロ) 教育研究経費

前年度対比で7億4百万円の支出増となりました。修繕費、委託費医療材料費の増加が原因となっております。医療材料費につきましては、薬品費が減少しましたが、医療消耗品費が増加したため、結果的には2億3千6百万円の支出増となっております。

(ハ) 管理経費

前年度対比で1億8千6百万円の支出増となっております。委託費及びPA会館建設のための既存施設等の撤去費用が増加したことが原因となっております。

(ニ) 借入金利息

前年度対比で6百万円の減少となっています。本年度に元本を完済したものが2件あるとともに、新規の借入れも年度末に集中したため利息が発生しなかったことが原因となっております。

(ホ) 資産処分差額

前年度対比で1億7百万円の減少となっております。例年備品、図書等の大口の廃棄がありましたが、本年度は大規模な廃棄がなかったことが原因です。

(ヘ) 徴収不能額

前年度とほとんど差異はありませんが、医療収入の徴収不能分が計上されております。

結果的には、10億2千6百万円の支出増となり、帰属収支の差額は約1億5千2百万円のプラスとなりました。昨年度が8億8千1百万円のプラスでありましたので、収支状況としてはかなり悪化しております。

<まとめ>

18歳人口の激減、国立大学の独立行政法人化等により大学の世界は大競争時代に入りつつあります。各大学とも将来を見据え莫大な先行投資をしております。本学も16年度、17年度と大口の投資をしますので、今後財政面の体力をつけていくことが肝要と考えております。

以 上

平成16年度消費収支決算（前年度対比）

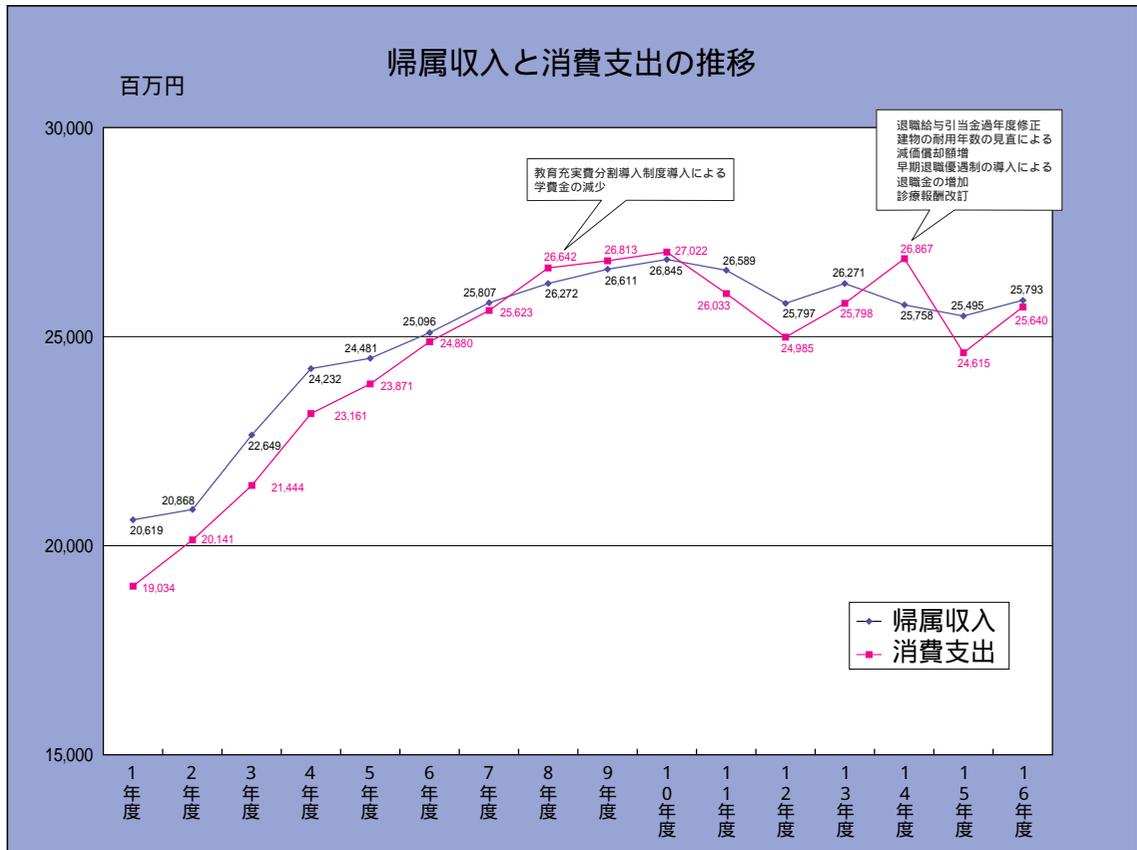
	勘定科目	16年度決算額	構成比率%	15年度決算額	構成比率%	増減
収 入	学生生徒等納付金	3,334	12.9	3,257	12.8	77
	手数料	88	0.3	80	0.3	8
	寄付金	788	3.1	546	2.1	242
	補助金	1,757	6.8	1,944	7.6	-187
	資産運用収入	290	1.1	241	0.9	49
	資産売却差額	1	0.0	2	0.0	-1
	事業収入	385	1.5	357	1.4	28
	医療収入	18,653	72.3	18,715	73.4	-62
	入院収入	13,739	53.3	13,804	54.1	-65
	外来収入	4,809	18.6	4,810	18.9	-1
	雑収入	497	1.9	355	1.4	142
	帰属収入 【A】	25,793	100.0	25,497	100.0	296
	基本金組入額（ ）	-2,683	-10.4	-1,411	-5.5	-1,272
	設備投資額	-4,586	-17.8	-1,737	-6.8	-2,849
	借入金/未払金	2,012	7.8	266	1.0	1,746
	消費収入の部合計 【B】	23,110	89.6	24,086	94.5	-976

	勘定科目	16年度決算額	構成比率%	15年度決算額	構成比率%	増減
支 出	人件費	12,436	48.2	12,187	47.8	249
	教員人件費	3,890	15.1	3,702	14.5	188
	職員人件費	7,695	29.8	7,667	30.1	28
	退職給与引当金繰入	578	2.2	518	2.0	60
	教育研究経費	11,290	43.8	10,586	41.5	704
	医療材料費	6,280	24.3	6,044	23.7	236
	管理経費	1,822	7.1	1,636	6.4	186
	借入金等利息	58	0.2	64	0.3	-6
	資産処分差額	24	0.1	131	0.5	-107
	徴収不能額	11	0.0	11	0.0	0
	消費支出 【C】	25,641	99.4	24,615	96.5	1,026

役務費支出	1,127	4.4	965	3.8	162
-------	-------	-----	-----	-----	-----

帰属収支差額 【A - C】	152	0.6	882	3.5	-730
消費収支差額 【B - C】	-2,531	-9.8	-529	-2.1	-2,002

決算



ご寄付者の皆様へ

学校法人 大阪医科大学
理事長 國澤 隆雄

本年7月1日に「新総合棟(病院7号館)」が無事竣工いたしました。これもひとえに皆様方の“お志”の賜と、衷心より感謝、御礼申し上げます。頂きましたご厚志は本年6月末現在で、1,865件445百万円に上っており、すでに新総合棟(病院7号館)建築支払資金として有効に使用させて頂きました。

新総合棟(病院7号館)は、今世紀に望まれる地域医療の拠点としてのみならず、医学教育や看護学教育の場として、充分にその役割を果たす建物であると自負いたしております。機会がございましたら、お越し頂きご覧願えればと存じます。

なお今後も引き続き、新総合棟(病院7号館)の整備充実に力をそそぐ所存でありますので、格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

募金に関する問い合わせ先：

大阪医科大学財務課

TEL 072-684-6344 (直通)

新総合棟建設に係る寄付金の応募状況について

平成17年6月30日現在

区分	項目	寄 付 金	
		件数	総額（円）
一般企業		216	249,569,000
関連病院		33	29,760,000
学生保護者関係		21	6,699,100
仁泉会関係		273	47,930,000
白友会関係		35	2,358,000
本法人役員・評議員		46	28,870,000
教職員関係（教職員OB含む）		1,232	77,232,000
その他		9	2,651,840
	計	1,865	445,069,940

教職員と仁泉会会員または白友会会員と重なる方については、教職員にカウントしております。

寄付金申込者

平成17年4月1日から6月30日までの間の寄付金入金件数は72件、金額は9,185,000円です。

ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

尚、分割納付されている方については、初回のみ掲載させていただきます。件数については、1回の入金につき1件として数えているため、ご芳名掲載数と一致しないことがありますのでご了承ください。

（順不同・敬称略）

企業関係 3件 金額 3,600,000円

富士ゼロックス株式会社大阪第二支店 毎日美装株式会社 株式会社西泉

関連病院関係 2件 金額 2,300,000円

医療法人清仁会 医療法人春秋会城山病院

仁泉会関係 15件 金額 1,460,000円

渡辺 英臣 笠松 茂 医療法人古田医院 太田 定雄 奥田 博 永野 潜
駒木 忠誠 渡辺 晃 谷川 泉

本法人役員・評議員 1件 金額 500,000円

太田 元治

教職員関係（教職員OB含む） 51件 金額 1,325,000円

村上 澄子 南 敏明 東 克 杉村 成一 江原 英彦

寄付金

看護専門学校新校舎建設に係る寄付金の応募状況について

平成17年 6月30日現在

(上段：件数)
下段：金額)

納付月	旧制看護婦学校	新制看護婦学校	准看護婦学校	産婆講習会	二年課程全日制	二年課程定時制	三年課程	助産婦学校	特別会員	保護者	非会員	顧問	企業等	寄付金額計	備考
6	1	4			31	12	15	2	3		5			73	白友会からの寄付(800万円)は三年課程に計上
	50,000	400,000			1,900,000	980,000	8,300,000	600,000	200,000		93,000			12,523,000	
7	2	6	5		46	7	34			2	18			120	
	110,000	1,500,000	160,000		760,000	330,000	430,000			40,000	262,000			3,592,000	
8	2	2	6		20	9	21			12	3	1		76	二年課程34回生からの寄付は二年課程全日制に計上
	70,000	310,000	110,000		570,000	270,000	350,000			180,000	160,000	100,000		2,120,000	
9	2	1	2		5	5			1	16	1	1		34	
	120,000	100,000	60,000		150,000	150,000			50,000	400,000	30,000	300,000		1,360,000	
10	1	1	1		2	9	2			8				24	
	100,000	50,000	10,000		80,000	180,000	20,000			90,000				530,000	
11	1	1			4	2	1			4				13	
	20,000	100,000			95,000	20,000	10,000			130,000				375,000	
12		1	5		20	6	26		2	5	11		1	77	
		50,000	60,000		330,000	220,000	330,000		100,000	240,000	1,180,000		1,000,000	3,510,000	
1					5	2	11		2	2	4			26	
					110,000	150,000	110,000		40,000	20,000	120,000			550,000	
2	1				6		7			3	1			18	
	1,000,000				100,000		70,000			60,000	30,000			1,260,000	
3	2		1		7	2	15	1	2	1	2		5	38	
	100,000		10,000		170,000	110,000	220,000	50,000	150,000	50,000	100,000		2,400,000	3,360,000	
4	1				3					5	1			10	
	10,000				30,000					130,000	10,000			180,000	
5						1				4				5	
						20,000				90,000				110,000	
6					1		1			1				3	
					50,000		50,000			10,000				110,000	
計	13	16	20	0	150	55	133	3	10	63	46	2	6	517	
	1,580,000	2,510,000	410,000	0	4,345,000	2,430,000	9,890,000	650,000	540,000	1,440,000	1,985,000	400,000	3,400,000	29,580,000	

複数の学校制度に所属していた場合は原則として白友会会員番号に登録している学校に計上

寄付金申込者

平成17年 4月 1日から 6月30日までの間の寄付金入金件数は、18件、金額は400,000円です。ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

(順不同・敬称略)

看護学校新校舎建設のための寄付金

小杉 清美 青木 豊 小松 譲二 上野 茂子 花谷 伍世 白坂 博満
 安田 裕美 小濱美和子 池田 妙子 長尾トシエ 江口 準一 池 栄三
 三宅 清美 枝 良知 藤井 清 熊谷由美子 今井 充子 藤本 紀子

「旧別館」保存事業・「歴史資料館」設置に係る寄付金の応募状況について

寄付金申込者

平成17年4月1日から6月30日までの間の寄付金入金件数は、30件、金額は2,587,540円です。
 ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

(順不同・敬称略)

歴史資料館設置のための寄付金

シンワ株式会社 長谷川司法書士事務所 福山 博子 小原 英子 福山 フミ
 学校法人栗岡学園 高槻ケーブルネットワーク株式会社 大蔵商事株式会社大阪支店
 明治乳業株式会社関西支社 澤矢 卓夫 財団法人積善会愛媛十全医療学院
 大木 令司 有限会社テングー 成松 正治 竹田 有希 武山 茂樹 大倉 珠雄
 波々伯部 廣行 狭間 節子 國澤 隆雄 森下美智子 吉田美津代 門田 雅人
 有限会社鍛冶青果店 森永乳業株式会社関西支店 高槻商工会議所 今木厨房設備有限会社
 丸勝食品

新学生講義実習棟建設のための寄付金

寄付金申込者

平成17年4月1日から6月30日までの間の寄付金入金件数は、7件、金額は15,450,000円です。
 ここに寄付金申込みをいただきました方々のご芳名を掲載させていただき感謝の意を表します。

(順不同・敬称略)

新学生講義実習棟建設のための寄付金

松田 健 土居治代司 杉野 正一 浅江 正純 加藤 藤信 門田 雅人
 医療法人歓喜会

ご芳名の掲載について

従来、ご寄付を頂いた方については、感謝の意を表するため、ご芳名を掲載させて頂いておりましたが、個人情報保護に関する法律の施行に伴い、掲載を希望されない方につきましては、掲載を割愛致しております。掲載をご希望されない方は大阪医科大学財務部財務課（直通：072 - 684 - 6235）までご一報ください。

学術奨励金等について

学術奨励金等について

平成17年度 腎疾患研究助成金 [財団法人 大阪腎臓バンク]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
腎細胞癌表面抗原に対する新規特異抗体が有する抗腫瘍効果に関する分子生物学的アプローチ	泌尿器科学 大学院生・稲元 輝生	100万円

第41回（2005年度）研究助成 [財団法人 明治安田こころの健康財団]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
発達性読み書き障害児の機能的NIRSを用いた書字活動中の脳内活動に関する研究	高次脳機能発達総合研究講座 助手・橋本 竜作	50万円

平成16年度 研究奨励金 [財団法人 森永奉仕会]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
母乳および新生児におけるビタミンE代謝物の検討	小児科学 助手・瀧谷 公隆	60万円

平成17年度 研究助成金 [エイオーエイ・ジャパン]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
高酸素負荷による酸化ストレスマウスに対するAOBの効果	小児科学 助手・瀧谷 公隆	50万円

第36回（平成17年度）三菱財団自然科学研究助成 [財団法人 三菱財団]

研究課題名	所属名・職名・氏名	助成金額
生物が自発的に蛋白合成活性を休止させるシステムの解明 100Sリボソームの形成に関する蛋白因子の同定と機能	物 理 学 学内講師・吉田 秀司	400万円

平成17年度 医学会春季学術講演会

日 時：平成17年6月8日(水) 午後2時～5時

場 所：臨床第1講堂

[特別講演]

『楽寿のための確実な健康増進(EBP)
- WHO世界調査からのメッセージ』

WHO循環器疾専門委員
財団法人兵庫県健康財団会長
京都大学名誉教授 家森 幸男



[特別講演]

『形態の再建から機能の再建へ』

本学 形成外科学
教授 上田 晃一



[研究奨励賞受賞講演]

『イヌ緑内障手術後の濾過胞痕化に
おけるキマーゼの役割』

本学 眼科学
丸一 みどり(非常勤医師)



[研究奨励賞受賞講演]

『ジクロフェナクによるヒト前骨髄性
白血病細胞のアポトーシス誘導機構』

本学 小児科学
井上 彰子(助手(任期付))

楽寿のための確実な健康増進(EBP) WHO世界調査からのメッセージ

WHO循環器疾患専門委員
財団法人兵庫県健康財団会長

京都大学名誉教授 **家 森 幸 男**

はじめに

日本人の長寿を阻む寝たきり、認知症などの主な原因となる脳卒中などの生活習慣病は、まず脳卒中ラットなどの実験的研究、ついで大規模の国際疫学と、その結果に基づく栄養介入研究によって確実に予防できることが分かってきました。長い寿命を元気で楽しめる「楽寿」のためのエビデンス(E)に基づく健康増進(HP)すなわち「EBP」が確立されてきました。

1) WHO(世界保健機関)国際共同研究から

世界25カ国61地域でのWHOの国際共同研究によって、心臓病と脳卒中の死亡率が高いと平均寿命は短くなり、これら循環器疾患のリスクである高血圧は、肥満や食塩の過剰摂取によっておこり、とりわけ脳卒中が多くなり、また、コレステロール値が高いと、心臓病が多くなり、日本人は食生活が欧米化するととりわけ、糖尿病になりやすいことが分かりました。日本人が今世界一の平均寿命を保っているのは、この心臓病が少なかったからです。ごはんを中心とする食生活がコレステロールを低く保ち、さらに大豆に多いイソフラボンや魚介類に多いタウリンが24時間尿中に多い程、また血液の燐脂質中に魚油に多いn-3系多価不飽和脂肪酸が多い程、心筋梗塞による年齢調整死亡率の低いことが証明されました。

2) 長寿は遺伝か環境か

日本の中でも沖縄の女性は平均寿命が長く、心臓病と脳卒中の死亡率は最低レベルで、沖縄から、ハワイに移住した方は1980年代に世界一の平均寿命になりましたが、ブラジルへの移住者は心臓病、糖尿病も多くなり、17年も短命になっていることから、長寿は、遺伝的に優れているから可能なのではなく、環境、とりわけ食生活の影響が大きいのです。ハワイでは米食に大豆、魚、さらに海藻まで食べる日本の伝統食が保たれていた上に、日本食の最大の欠点、食塩摂取量が平均1日6gのWHOの目標値に達していることも24時間尿分析で証明しました。

3) QOL上昇のための日本食の改善を

ハワイの日系人は認知症も寝たきりも少なく、それが脳卒中の少ないことと関係し、減塩が日本人のQOL上昇のためには重要です。世界調査の結果、脳卒中の死亡率は食塩と関係し、日本人は平均で食塩を1日12.3gとっているが、1日約7gまで減塩にすると脳卒中の死亡率がゼロになると推定されます。寝たきりの原因の40%が脳卒中、認知症の半分の原因が脳卒中と関係した脳血管性痴呆なので、減塩により寝たきりと痴呆を減らすことが出来ることをハワイの日系人の成績が示しています。

4) 大豆・魚・海藻は日本の長寿の栄養源

心臓病が多くなり、短命化したブラジル日系人で大豆イソフラボン50mg、魚油DHA 3 g、海藻・ワカメ5 gを摂取して頂いたところ3～10週間で、血圧、コレステロールが低下しました。(1996)さらにパンの中にDHA、大豆蛋白を入れ、それぞれ1日2 gと25 g 摂取して頂いたところ、8週間で血圧は低下し、動脈硬化指数(非HDL/HDLコレステロール)が確実に低下することが証明できました。同様のことを最近リスクの高くなったハワイの日系人、ヨーロッパで最も短命のスコットランド人でも証明しています。したがって、日本人は塩の取りすぎを改め、これまで通り心臓病を少なく保つためにはごはんを中心に、魚、大豆、海藻、それに野菜などを十分に食べ、そしてカルシウムがいつも不足している乳製品などを積極的にとるようにすれば、元気に長生きするための最も良い食事になります。

5) 生活習慣病の予防は毎日の食生活から - 「一日一膳」の健康効果

一日一食でも改善すれば、生活習慣病が防げるかどうか大阪の企業エリート64人の方々に、世界中60地域で得られた結果のエッセンスを、一日たった一食の昼食にこめてヘルシーランチとして差し上げました。このお弁当は2種類あり、どちらも基本的には健康に良いように栄養に配慮し、食塩は一食3.3 g以下におさえ、しかもナトリウムの害をカリウムで抑えるため、野菜を多くしました。

このようなお弁当を一日一食、4週間食べ続けると、生活習慣病の共通原因である肥満度が確実に下がり、拡張期血圧が下がることがわかりました。その上、大豆・豆を強化したヘルシーランチでは動脈硬化を促進するLDLコレステロールと、それを予防するHDLコレステロールの比率(動脈硬化指数)もたった4週間で改善しました。まさに、「一日一膳」、一食でもよい食事をすれば、生活習慣病も予防でき、健康長寿は可能といえます。



学長室にて：植木学長、宮 教授とともに

受賞について

大阪医科大学医学会研究奨励賞受賞 丸一 みどり先生、 井上 彰子先生

丸一 みどり先生、井上 彰子先生が、平成17年6月8日に開催された大阪医科大学医学会にて、平成16年度における優秀な論文に対して与えられる大阪医科大学医学会研究奨励賞(第1回)を受賞されました。

表彰を受けた論文は以下の通りです。

丸一みどり先生

『イヌ緑内障手術後の濾過胞癒痕化における
キマーゼの役割』

大阪医科大学雑誌 第63巻 第1号



井上 彰子先生

“ Molecular Mechanism of Diclofenac-Induced
Apoptosis of Promyelocytic Leukemia :
Dependency on Reactive Oxygen Species, Akt,
Bid, Cytochrome c, and Caspase Pathway ”

The Journal of Free Radical Biology &
Medicine (U.S.A.) 2004, Vol.37 No.8 1290-1299



第5回国際交流シンポジウムを開催して

中山国際医学医療交流センター長 河野 公一

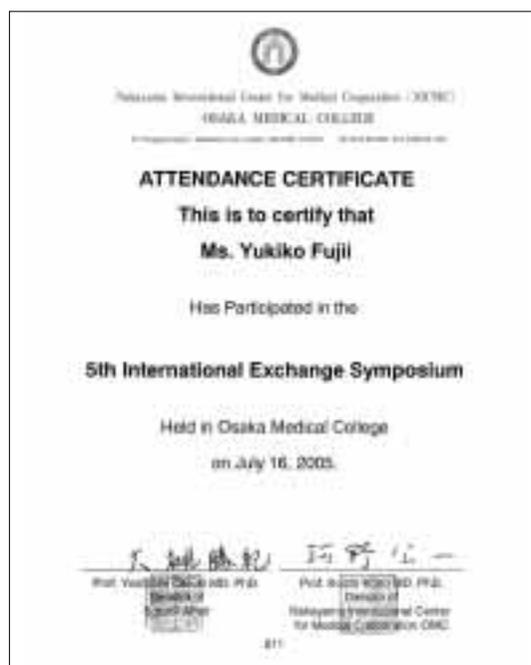
中山国際医学医療交流センターでは毎年1回定期的に国際交流に関するシンポジウムを開催してきましたが、今年は7月16日(土)に学生部との共催で、本学医学会の協賛を得て行われました。

今回の目的は医学生が主役のシンポジウムを開催することであり、そのメインテーマは「それぞれの国の医学教育、スクールライフ、文化を学ぼう」でした。

参加者の出身国は、米国、ロシア、中国、イラン、日本の5カ国に及びました。米国からは、一昨年よりPBL tutorial教育に関する交流を開始し、今年はじめて本学で3週間の研修を行なったハワイ大学医学部の学生3名(Neal Kellenbergerさん、Tracie Kuranoさん、Lauren Okamotoさん)で、ロシアからは、4年前より相互に夏期病院研修を実施しているアムール医科アカデミーの学生5名(Anya Lysenkoさん、Elena Sorokinaさん、Mariya Georgievskayaさん、Kiril Sizovさん、Elena Kovalenkoさん)と引率のE. Borodin教授の参加を得ました。また中国からは今年4月より本学大学院(衛生学・公衆衛生学)で研究を開始したSun Weiさん、イランからは同じく本学大学院(一般・消化器外科)で研鑽中のElham Fakhrejahaniさん、さらに本学5年生の藤井友起子さんがプレゼンテーションを行ないました。藤井さんは昨年アムール医科アカデミーでの研修に参加しています。

シンポジウムは交流センター運営委員で、本学教育センター長である米田博教授の流暢な英語の司会進行により始まりました。パワーポイントを駆使した発表は、各々の国の医学教育のシステムや、医師免許取得の仕組、さらにスポーツクラブや文化サークルなどの学生生活等々多岐におよび、このような機会が無い限りめったに知る事の出来ない貴重な話ばかりで、予定していた2時間がまたたくまに過ぎました。またフロアの本学学生諸君を交えた活発な討論には、彼等の英会話能力やコミュニケーションスキルのすばらしさに、驚きとともに誇らしさを感じた次第です。

最後に学生部長の大槻勝紀教授からの発表者へ



Attendance Certificate

中山国際医学医療交流センター

の参加証と記念品の贈呈、ユーモアを交えた挨拶により盛会のうちに終了しました。

学部学生や大学院生による国際交流を育むことは、本学の教育目標の一つであり、今回の病院研修、シンポジウムを行なうにあたり、ご助言、ご助力をいただいた、國澤理事長、植木学長、竹中病院長をはじめ教職員各位に改めて感謝申し上げます。



Mr.Neal Kellenberger



シンポジウム後の懇親会

中山国際医学医療交流センターでは、事業の一環として、若手教員、研究者の海外留学を支援していますが、その途中での留学報告や、帰国後にその成果の公表をお願いしています。

この度、昨年9月より英国London大学公衆衛生大学院に留学中の川崎隆士副手の報告の一部を掲載します。

センター長 **河野 公一**

ロンドン便り

衛生学・公衆衛生学教室 副手 **川崎 隆士**

<はじめに>

今回、私への使命は、「公衆衛生に関しては、欧州最高峰の London School of Hygiene and Tropical Medicine (LSHTM) に入り、公衆衛生学修士号 (MPH) を取得せよ。」というものでした。まさに mission impossible、教授との何気ないやりとりから出た留学プランが現実のものとなりました。ここに至るまでには、英語試験TOEFLを要求されるスコアが取れるまでしつこく受け続け、多少装飾を施したエッセイと願書を郵送し、奨学金のためわざわざ東京まで行くなどの艱難辛苦を越え、晴れて入学することができました。もちろんこれは、試合のエントリーを許可され、レースのスタートラインに立っただけです。というのも、欧米の大学は、入ることより出ることの方が難しいとされています。このレースを完走するにあたって、33歳の日々記憶力の衰える脳、拙い英語力と妻のサポートを携え、2004年9月27日入学式に臨みました。

LSHTMは、もともと植民地政策の一環として熱帯医学の教育研究を行うために設立されたのですが、植民地の減少とともに国内の公衆衛生学の教育研究を主体とするようになり、英国および欧州圏におけるPublic Health研究教育のメッカとなっています。多くの国から研究者が留学しており、本学では、衛生学・公衆衛生学教室の吉田名誉教授、河野教授も以前LSHTMで研究生活を送られています。

入学式には、世界約100カ国から570人の学生が集まりました。EU圏から320人、EU圏外から250人、やはり英国からが一番多く200人を超えます。日本は13人と3番目に留学生が多い国で、厚生労働省の医系技官、アメリカ帰りの内科医やLiverpool大学院で熱帯医学を学んだ後さらに疫学を学びに来られた女性医師など、個性豊かな面子です。その他では、アフリカ圏からも多く、各国のエリートであろう医師、研究者が、エイズ、マラリア等の自国の健康問題に取り組むため参加しています。学長のありがたい挨拶では、言っている事が半分以上理解できず、学友が British jokeで爆笑しているのに、こっちは違う意味で苦笑しており、この先が思いやられました。

<コースについて>

私の所属するPublic Health in Msc は一年のコースで、前期、中期、後期、試験、修士論文で評価を受けます。前期は、ほぼ全て必修科目であり、月曜日から金曜日までMedical statistics、Health economics、Clinical Epidemiology、Issues in public health、Principles of social researchとびっしりと詰まっていました。LSHTMは、学生数に対する教授、スタッフ陣の数がとても充実しており、各科目は、lecture とdiscussionがほぼ対となり、学生参加式の密度の高い授業が行われました。昼休みや夕方にも毎日のように、保健、医療、地域



ストーンヘンジにて 河野教授と

中山国際医学医療交流センター

研究に関連したセミナーが開かれており、興味深いものを選択して聴講しました。この頃は、足りない英語力をなんとか勉強量でカバーしようと思い連日予習、復習と半端でない量のリーディングに取り組みましたが、なかなか成果は上がりませんでした。

中期からは、より専門的な科目が始まり、選択科目となるためより自分の興味と将来の目的に応じた教科を学ぶことができます。この頃には、ある程度勉強のリズムも生まれ、London Lifeを楽しむ余裕も出てきました。例えば、イギリスの疫学者の草分けであるJohn Snowの名を冠したパブで大学



London School of Hygiene and Tropical Medicine にて

の友人とビールを飲んだり、友人の誕生日surprising party に参加したり、年末には Big Ben の見える橋から友人とシャンパン片手にcount downなどをしていました。

後期に選択した History & Health では、それぞれが与えられたテーマでプレゼンテーションをすることになりました。もちろんこのプレゼンの出来が評価の対象となります。私が希望日時を申し込んだのがかなり遅かったため、不運にもこの一年の修士コースの最後の授業のオオトリという榮譽を担いました。以前友人から、「英国式のプレゼンではどんなにくだらなくてもいいから、はじめに British joke を飛ばさなければならない。これがあるのとないのでは、先生方の採点も違ってくるぞ」と脅されていました。そう聞くと関西人の血が騒ぎ、プレゼンの内容と同じぐらい joke も熟慮し、本番に臨んだのです。我ながらくだらない joke でしたが、みんなとても心温かく笑ってくれ、なんとか有終の美を飾ることができました。

<最後に>

実は、今日全ての試験が終わり、最後の end party から帰ってきてこの原稿を書いています。明日からは、各自の卒業研究のため、イランで一ヶ月間調査をする学生もいれば、アフリカで感染症のデータを集めたりとばらばらになります。そのせいか、私も含めて全ての生徒がはじめていました。パーティで皆のダンスを眺めている時、この一年間のそれぞれと過ごした時間が昨日のことに思い出されました。Cambridge卒のアイザックはレポート提出や試験前にはお世話になり、ハイチ出身の医師フランソワは講義についていけない私をいつも励ましてくれました。これから世界に散って、公衆衛生の一线で活躍していくであろう彼らと、本当に充実した時間を過ごせた事が、信じられないくらい幸運なことだったと思えます。

稿を終えるにあたり、留学の機会を与えて頂きました大学をはじめとする関係各位、奨学金を給付して頂きました吉田育英会ならびにBritish Council Association Japanに厚く御礼申し上げます。

平成17年度 第 回 学位記授与

日 時： 平成17年7月29日（金） 午後2時～
 場 所： 総合研究棟 12階 第2会議室
 大学院医学研究科修了者(甲)..7名
 論文提出者(乙).....3名



番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第707号	安倍 弘和	Epithelial Localization of Green Fluorescent Protein-Positive Cells in Epididymis of the GAD67-GFP Knock-In Mouse (GAD67-GFPノックインマウスの精巣上体におけるGFP陽性細胞の局在について)
甲第708号	岡田 雅	Regulation of Hair Regrowth in Alopecia Site of IFN- ^{-/-} Mice by Macrophages Infiltrating into Allograft in IFN- ^{+/+} Mice (移植腫瘍の拒絶反応として出現するマクロファージによるIFN- ^{-/-} ノックアウトマウス脱毛部の毛成長の調節)

学位記授与

番 号	氏 名	論 文 題 名
甲第709号	神田 宏治	Transcriptional expression of the genes implicated in angiogenesis and tumor invasion in cervical carcinomas (子宮頸癌における血管新生および浸潤関連因子の遺伝子発現)
甲第710号	桜井 幹士	IgE Production after Four Routes of Injections of Japanese Cedar Pollen Allergen without Adjuvant: Crucial Role of Resident Cells at Intraperitoneal or Intranasal Injection Site in the Production of Specific IgE toward the Allergen (4つの経路からスギ花粉抗原をアジュバントなしで投与したときのIgE産生・抗原特異的IgE産生における腹腔および鼻腔内常在細胞の重要な役割)
甲第711号	峰晴 昭仁	Endolymphatic perfusion with EGTA-acetoxymethyl ester inhibits asphyxia- and furosemide-induced decrease in endocochlear potential in guinea pigs (内リンパ腔へのEGTA-Acetoxymethyl Ester (EGTA-AM)の投与は無呼吸負荷や利尿剤投与による蝸牛内電位の低下を抑制する)
甲第712号	モーハン・シャレード Mohan Sharad	Evidence for the cellular uptake of anti-HIV-1 double drug KNI-1039 (抗HIV-1ダブルドラッグKNI-1039の細胞内取り込みについて)
甲第713号	山口 智子	IFN- γ : A Cytokine Essential for Rejection of CTL-Resistant, Virus-Infected Cells (インターフェロン- γ : 細胞傷害性T細胞に非感受性なウイルス感染細胞の拒絶に必須なサイトカイン)
乙第992号	藤田 一彦	Role of natural killer T (NKT) cells lacking interleukin (IL)-4 producing abilities on the CC-chemokine ligand 2-associated herpes simplex virus type 1 infection in human severe combined immunodeficiency (SCID) mouse chimeras (CCL2存在下で発症するヘルペスウイルス感染症に対するIL-4非産生性NKT細胞の役割)
乙第993号	井 真世	Regulation of apoptosis by glutathione redox state in PC12 cells exposed simultaneously to iron and ascorbic acid (鉄およびアスコルビン酸同時負荷により誘導される、PC12のアポトーシスにおけるグルタチオンの酸化還元電位の影響)
乙第994号	竹下 篤	Role of mast cells in hepatic remodeling during cholestasis and its resolution: relevance to regulation of apoptosis (胆汁鬱滞およびその回復期の肝臓のリモデリングにおける肥満細胞の役割: アポトーシスの関与について)

入試広報活動報告

オープンキャンパスを終えて

教育学部学務課長代理 中尾 基克

去る7月31日に開催しましたオープンキャンパスについてご報告いたします。

当日は駿台、代々木ゼミの全国マーク模試と重なったことや開始直前の雨で参加者に影響があるのでとは心配されましたが、多くの方に参加していただき、ほっと胸をなでおろしました。

当日は13:00から講義実習棟第 講堂にて開催いたしました。

最初に植木 實学長からご挨拶いただき、「治せる医師」を育成する本学の医学教育の取組が紹介され、大槻学生部長からは「医学の世界とは」と題し、医師国家試験合格率を上げるためだけでなく、臨床力を備えた医師を養成するための教育カリキュラム（PBL・OSCE・クリニカルクラークシップ）について解説されました。また、教育環境の整備として本年12月完成予定の「新・講義実習棟」についても説明されました。

続いて千原教授から「平成18年度入学試験概要」について、本学の入試の目的、来年度から導入されるセンター利用入試についてわかりやすく説明され、受験生や保護者の方は皆、熱心に聞き入っておられました。

この後、参加者は学びのプログラムとして用意した模擬講義（「あなたの性格を調べてみよう！」臨床心理士 澤村先生、「あなたは愛する人を救えますか？」救急医療部 西本先生）や



学長挨拶



模擬講義「あなたは愛する人を救えますか？」西本先生



体験実習「ハンマーで脳を探ろう！」杉野先生



体験実習「実際に血圧を測り、心音を聞こう！」出口先生

入試広報活動報告

体験実習（「ハンマーで脳を探ろう！」第1内科学 杉野先生、「実際に血圧を測り、心音を聞こう！」第3内科学 出口先生）へと思い思いのプログラムへ参加されました。聴診器を初めて手にして感動する受験生の姿が印象的でした。

後半は、保護者の方は「個別相談会」へ、受験生の方は「在学生との交流会」へ参加され、特に在学生との交流会は、受験勉強の方法や大学生活のことを自分達と同じ視線で尋ねることができた、大学に対する誇りが感じられたと大変好評でした。

参加された保護者の方々からも“大阪医科大学の学生さんは皆、さわやかな方ですね”とお褒めのことばをいただきました。今回、学生スタッフの皆様は、5年生は体験実習、キャンパス見学に、1～3年生は在学生との交流会、受付にと大活躍でした。オープンキャンパスに参加いただいた方からは“大阪医科大学の暖かさが感じられた”と喜んでいただきました。本学の雰囲気や特色を少しでもご理解いただければ幸いです。



個別相談会：大槻学生部長



在学生との交流会

学生スタッフの皆様も始めは積極的な参加ではなかったかもしれませんが、受験生の真剣さや、子供を思う親の気持ちに接し、また本学をアピールすることで反対に大阪医科大学の良さが改めてわかったのではないのでしょうか。学生の皆様は、本学の暖かみのある良き伝統を是非とも後輩諸君に引き継いでいってくださるよう希望します。また、キャンパス見学では新装なった病院7号館を案内し、参加者は皆、ホテルみたいとその豪華さに驚かれていました。

本年は、昨年に引続き2度目のオープンキャンパスの開催でしたが、本学ならではの手作りの良さが伝わったのではないかと思います。今回もいつもの様にご協力いただいた先生方に深く感謝すると共に、教員・職員・学生間のコミュニケーションがとれ、ある種の達成感を感じることができました。オープンキャンパスは今後も継続して開催し、大阪医科大学の恒例の行事にしたいと考えております。

今後とも皆様のご協力のほど、よろしく願いいたします。

新入生歓迎会「炎祭」開催



学友会主催の新入生歓迎会「炎祭」が、6月4日（土）に開催されました。

午前中さわらぎキャンパスグラウンドにおいてフットサル球技大会が行われ、午後5時から本部キャンパス学生文化部室前においてクラブが模擬店を出店し、植木学長、学友会代表による鏡割り、学生による様々なイベントが行われ、午後8時30分の終了まで多くの学生が集い、青春を謳歌しました。

生前献体者文部科学大臣感謝状伝達式・ご遺骨返納法要



生前献体者に対する文部科学大臣からの感謝状伝達式が5月11日（水）、午後1時から第1会議室において挙行されました。

また、これに引き続き、ご遺骨返納法要が午後2時から光松寺（本学菩提寺）において、ご遺族の方々をお迎えし、島田学長、大槻第1解剖学教授、解剖学教室教職員および学部学生の参列のもとに厳かに執り行われました。式典は光松寺霊群住職の読経に始まり、41位の御霊位と献体に深いご理解を頂いたご遺族に対して、大槻教授、学生代表が祭文を奉読し感謝の意を表しました。読経の中、代表焼香に続いて参列者全員が焼香を行った後、島田学長から感謝状を贈呈し、学生からご遺族の手にご遺骨をお返ししました。

さつき会（献体登録者）懇親会開催



生前委託者（献体登録者）の懇親会（さつき会）が5月25日（水）正午から、たかつき京都ホテルにおいて、会員約300名をお招きし、島田学長、竹中病院長、大槻教授をはじめ解剖学教室教員および学部学生の出席のもと開催されました。

島田学長、岡村会長、霊群住職のご挨拶、平成16年度成願者の御霊への黙祷を捧げた後、植木産婦人科学教授の「がんよもやま話し」と題した特別講演に引き続き、竹中病院長の乾杯の発声により歓談が始まり、午後2時30分の閉会まで終始和やかな雰囲気の中で会員相互の親睦の輪が広がられました。

P A (Parent's Association) 会総会および教育懇談会の開催



平成17年度 P A 会総会が 4 月 23 日 (土) 午後 2 時から、たかつき京都ホテルにおいて、島田学長、大槻学生部長はじめ学生部委員の教授出席のもと、國澤理事長、榎原仁泉会理事長、P A 会会員 108 名の参加を頂き開催されました。

当日の議事は以下のとおりです。

- 1) 挨拶 (福本 P A 会会長、島田学長、國澤理事長、榎原仁泉会理事長)
- 2) 平成 16 年度 P A 会事業報告及び決算報告、

会計監査について

- 3) 役員の選出について
- 4) 役員挨拶
- 5) 今年の活動方針 (案) について
- 6) 平成 17 年度 P A 会事業計画及び収支予算 (案) について
- 7) P A 会館建築の進捗状況について

挨拶のなかで、福本 P A 会会長から議事内容、島田学長からは P A 会設立の経緯、入学者数、医師国家試験の動向が説明されました。

そして、國澤理事長から本学の理念、P A 会館のコンセプト、財務状況、ステークホルダーへの説明責任の重要性が強調され、榎原仁泉会理事長からは文武両道に秀でた医人となってほしいとの挨拶がありました。

なお、今年の活動方針 (案) 以降の議事は前年新 P A 会会長のもと進行されました。

総会に引き続き、P A 会主催の教育懇談会が開催され、大槻学生部長による大学の近況報告の後、学生部委員の教授による個別教育懇談会が行われました。

ナイチンゲール生誕際



5 月 11 日 (水 午後 1 時より、1820 年 5 月 12 日に誕生したナイチンゲールに因んで 1995 年に制定された「看護の日」の行事として、新校舎講堂で新しいナイチンゲール像の前で執り行われました。ナイチンゲール像は花の首飾りをつけて装い、視聴覚器具や照明、BGM も活用して雰囲気が一層盛り上がり、厳かな式となりました。

看護者としての意識を高めることを目的としたこの行事も今年で 15 回目を迎え、この節目に新校舎の式となったことは、参加した一人ひとりの貴重な機会となりました。式の後、新入生 83 名は上級生達にリードされてグループ毎に入院中の患者様へカーネーションをお届けし、「よい看護師になってね」等と励ましの言葉を頂き、感激に頬を紅潮させていました。

ナイチンゲール讃歌

白鳥省吾 作詞
飯田三郎 作曲

一、愛にうるめる星の下
ああ南欧のフロレンス
優しい乙女ごころこそ
露を帯びたる紅薔薇

二、蝶よ花よと深窓に
育ちながらも殉情の
看護の業を学びては
地には平和よ人に愛

三、白衣の聖女と仰がれて
齢かさねて九十一
世界の範と葬られ
愛の天使は永久に生く

平成17年度 市民公開講座

平成17年度市民公開講座が、下記の通り開催されました。

第2回

5月21日(土)午後2時～ 臨床第1講堂

『心臓病の外科治療』

講師： 胸部外科 教授 勝間田 敬弘

『心臓外科で使われるお薬について』

講師： 附属病院薬剤部 田村 有加



勝間田 敬弘 教授

第3回

6月18日(土)午後2時～ 臨床第1講堂

『よく受ける検査の考え方 あなたの疑問を解消』

講師： 病態検査学 講師 武内 徹

『お薬の副作用の考え方について』

講師： 附属病院薬剤部 谷脇 愛実



武内 徹 講師

平成17年度 市民公開講座 今後の予定					
	開催日	演題	講師	演題	薬剤師
第4回	9月17日(土)	PET検査について	放射線科 檜林 勇 教授	造影剤について	穂刈玲子
第5回	11月19日(土)	足の痛み 靴と足の健康を考える	整形外科 木下光雄 助教授	痛み止めのお薬について	西原雅美
第6回	12月17日(土)	昼間のねむけ	神経精神科 江村成就 講師	睡眠剤について	濱田 武
第7回	平成18年 1月21日(土)	がんはどこまで治るのか	一般・消化器外科 谷川允彦 教授	化学療法剤の副作用について	濱田 武

主要会議とその主な議題

5月1日から7月31日までの主要な会議とその主な議題は次のとおりです。

[理事会]

(5月10日)

審議事項

1. 学長任命について
2. 学校法人大阪医科大学雇用に関する個人情報管理規程の制定について
3. 大阪医科大学附属病院個人情報保護規程の制定について
4. 大阪医科大学ポスト・ドクター規程の制定について
5. 大阪医科大学リサーチ・アシスタント規程の制定について
6. 学校法人大阪医科大学相談役、顧問及び参与の設置に関する規程の一部改正について
7. 学校法人大阪医科大学就業規則の一部改正について
8. 学校法人大阪医科大学育児休業規程の一部改正について
9. 学校法人大阪医科大学介護休業規程の一部改正について
10. 大阪医科大学附属病院関連病院に関する規程の一部改正について
11. 大阪医科大学主関連病院並びに主関連診療科に関する規程の一部改正について

報告事項

1. P E T事業について
2. 担当理事運営会議報告
3. 日本私立医科大学協会理事会報告
4. その他(学事・病院関係事項報告他)

(5月28日)

審議事項

1. 平成16年度決算承認について
2. 平成16年度事業報告承認について
3. 理事長職務の代理者及び担当理事について
4. 学校法人大阪医科大学理事会規程の制定について
5. 学校法人大阪医科大学役員及び評議員の定年に関する「申し合せ事項」について

報告事項

1. 日本私立医科大学協会理事会報告
2. その他(学事・病院関係事項報告他)

(6月14日)

審議事項

1. 学校法人大阪医科大学内部監査実施規程の制定について
2. 学校法人大阪医科大学事務組織並びに事務分掌規程の一部改正について

報告事項

1. 担当理事運営会議報告
2. 日本私立医科大学協会理事会報告
3. その他(学事報告他)

(7月19日)

審議事項

1. 大阪医科大学附属看護専門学校学則の一部改正について

報告事項

1. 担当理事運営会議報告
2. その他(学事・病院関係事項報告他)

[評議員会]

(5月28日)

審議事項

1. 議長の選出について
2. 学校法人大阪医科大学役員及び評議員の定年に関する「申し合せ事項」について

報告事項

1. 平成16年度決算報告について
2. 平成16年度事業報告について
3. その他(寄付金募集状況、学長・病院長・看護専門学校長報告)

【教授会】

(5月18日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 平成17年度奨学生の推薦に関する件
3. 平成17年度卒業式の日程変更に関する件
4. 大阪医科大学給付奨学金支給規程の改正と特待生の決定について
5. 教育センター長等教学関係委員会委員の任期延長に関する件
6. 大阪医科大学動物実験委員会規程の改正に関する件
7. 大阪医科大学保健管理室規程の改正に関する件
8. 学長予定者選考規程改正委員会による中間答申について
9. 各種委員会委員長および委員の委嘱に関する件

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. 倫理委員会報告
6. その他

学長挨拶

【大学院医学研究科委員会】

(5月18日)

1. 平成17年度ティーチング・アシスタントの任用について
2. 平成17年度リサーチ・アシスタントの任用について
3. 各種規程の制定に関する件
4. 平成17年度奨学生の推薦に関する件
5. 大学院小委員長及び委員の任期延長に関する件
6. 学位審査に関する件

【教授会】

(6月15日)

新学長挨拶

- 審議事項 -

1. 人事に関する件
2. 名誉教授称号授与に関する件

3. 平成18年度入学試験に関する件
4. 教育センター長の委嘱に関する件
5. 学生部委員会委員の委嘱に関する件
6. 学長予定者選考規程改正委員会による中間答申について
7. 大阪医科大学倫理委員会規則および細則の改正について

報告事項

1. 学長報告
2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. その他

【大学院医学研究科委員会】

(6月15日)

1. 次期大学院小委員会委員長の委嘱に関する件
2. 平成17年度ティーチング・アシスタントの任用について
3. 平成17年度ティーチング・アシスタントの辞退について
4. 学位論文受理に関する件
5. 研究機構共同研究プロジェクトの追加推薦について

【臨時教授会】

(7月27日)

審議事項

1. 人事に関する件
2. 平成18年度入学試験に関する件
3. 入学に関する審議を行なう教授会での委任状の取扱いについて
4. 大阪医科大学広報・入試機構(案)について
5. 大阪医科大学組織機構改革委員会(案)の設置について
6. 教育センター副センター長及び教育センター教員の推薦について
7. 教育主任の委嘱について
8. 各種委員会委員の選出について
9. 海外留学生(長期学外研修・研修)2年目の教員の経済的支援について

報告事項

1. 学長報告

会議・行事予定

2. 学生部長報告
3. 教育センター長報告
4. 病院長報告
5. 研究機構長報告
6. その他

【臨時大学院医学研究科委員会】

(7月27日)

1. 研究生(出向医)の願出について
2. 学位論文審査結果に基づく合(可)否決定に関する件
3. 学位論文提出のための語学試験成績結果に関する件
4. 東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科との特別研究学生交流協定締結について
5. 大学院生の除籍について
6. 学外研修の許可願出について
7. 大学院小委員会内規の改定について

主な行事日程表

8月1日から10月31日までの学内における主要な行事予定は次のとおりです。

- | | |
|----------|--|
| 8月5日(金) | 看護専門学校オープンキャンパス |
| 10日(水) | 看護専門学校オープンキャンパス |
| 24日(水) | 大学院共同実験施設セミナー
(26日まで) |
| 26日(金) | 看護専門学校オープンキャンパス |
| 27日(土) | 教授懇親会 |
| 29日(月) | 第1～5学年授業再開
第6学年後期(卒業)試験
(9月16日(金)まで) |
| 9月1日(木) | 看護専門学校授業開始 |
| 7日(水) | 大講座制主任教授連絡会、臨時
教授会・大学院医学研究科委員
会 |
| 9日(金) | 看護専門学校交流会 |
| 10日(土) | 第22回医学教育ワークショップ |
| 12日(月) | 第1学年前期試験(30日まで) |
| 13日(火) | 理事会 |
| 14日(水) | 学位論文受付締切 |
| 17日(土) | 市民公開講座 |
| 21日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 |
| 23日(金) | 病院7号館病棟移転(25日まで) |
| 10月3日(月) | 第2学年試験(7日まで)
第6学年総合試験(7日まで) |
| 5日(水) | 大講座制主任教授連絡会 |
| 7日(金) | 看護専門学校戴帽式 |
| 8日(土) | 大学祭(9日まで) |
| 10日(月) | 入試説明会 |
| 11日(火) | 理事会 |
| 15日(土) | 解剖慰霊祭
(14:00～於・高槻現代劇場) |
| 19日(水) | 教授会・大学院医学研究科委員会 |
| 22日(土) | 共用試験OSCE評価者講習会 |
| 24日(月) | 第2学年試験(28日まで) |

災害訓練実施

平成17年6月18日（土）午後2時から、17年度災害訓練が行われ、参加者69名、見学者92名に委員や講師を加え総勢約200名の参加がありました。

今回の訓練は、近隣での大規模列車事故を想定した災害シナリオに対する色々な対応のシミュレーションを行いました。10班編成で災害シナリオへの具体的な命題を検討し、講師の大阪府急性期・総合医療センターの池内尚司先生より講評を頂きました。

机上の訓練でしたが全員真剣に取り組み、見学者からもタイムリーで分かりやすかったとの声が寄せられています。



平成17年度院内災害訓練報告

災害対策室長 救急医療部 教授 富士原 彰

さる6月18日（土）に北西キャンパス2階体育館において行われ、総勢約200名が参加した。

災害訓練の目的は四つある。一つは院内災害マニュアルの確認。二つ目は災害に関する知識の修得。三つ目は技術の向上。四つ目は資器材の確認およびその扱いである。

前回、前々回は傷病者のトリアージを主とし、臨場感をもたせるために傷病者役（今回は演技のできる役者に参加してもらった）の人たちには緊急度・重症度が判別できるようにメイクアップをしてもらい、搬送されてきたこの偽装傷病者を定められたゾーンに緊急度・重症度別すなわち、黒色（死亡）、黄色（準緊急治療群）、赤色（緊急治療群）緑色（非緊急治療群）別に分けて収容する、トリアージ能力を身につける訓練をした。

今回は先月に発生し多くの犠牲者を出したJR福知山線脱線事故当時120数名の傷病者を収容した兵庫医科大学と同じ立場に本院がなると想定して、はじめにあたえられたシナリオでどのように対応すべきか院内災害マニュアルの確認を兼ねた机上訓練をした。

「 月 日晴れ、午前10時本院の6キロメートル先で電車が横転、多数の傷病者が出たとの情報が入り、災害対策本部設置の要請を受けた病院長は午前の外来診療の中止、病棟、手術場の空床状況の確認後、傷病者の受け入れ準備に入るよう指示をだした。その準備中に、何の前ぶ



附属病院関係

れもなく事故現場近隣の人や現場に居合わせた人らにより、自家用車等で傷病者が運ばれてきた。混乱のなか、現地災害対策本部から、赤色タッグ（緊急治療群）約10名、黄色タッグ（準緊急治療群）約30名、緑色タッグ（非緊急治療群）約100名の受け入れ要請があった。」ここから訓練がはじまる。医師、看護師、その他の職員で構成されたチームを10チーム編成、それぞれが対策本部スタッフとして院長から命じられたことにどう対応するかを考えることにした。



検討命題は：

トリアージをどこでやるか、傷病者をどういうルートで診察、手術、帰宅などに流していくか
必要な人員をどこにどのように要請して、どんなチームを編成して配置するか、また薬品や備品はどこに置き、どのように配布するか

院内、院外の連絡体制をどう構築するか

事故情報、患者情報、現場の状況を災害対本部にどう伝えるか、また、本部の方針、指示、情報を現場（院内）にどう伝えるか

消防本部等外部とどのような連絡体制を敷くか

駆けつけたマスコミ、家族、野次馬にどう対応するか

電話での対応は（別の場所に誘導するのか 傷病者と家族の対面は、記者会見は）

である。

各チームが与えられた命題について真剣に取り組んでいる姿は、さすが大阪医科大学と感銘を受けた。講師としてお招きした池内尚司先生（大阪府立急性期・総合医療センター）もその光景に驚きとその熱心さに感心されていた。その後各チームにまとめを白板に掲示してもらい、5分程度の発表をしてもらったが、トリアージチームの編成のあり方、すなわち赤ないしは黄色は外科系が担当、緑色は内科系主体に行うという提案は混合チーム編成よりより効果的であると思われた。今回のJR脱線事故においても問題があった現場災害対策本部と各医療機関対策室との情報のあり方について等、院内マニュアルに組み入れる価値のある提案もなされた。各チームの発表に対して、池内氏からコメントを頂いたがおおむね好評であった。

その後、「JR福知山線脱線事故における医療活動について」ご講演を頂き、先の事故で出来たこと、出来なかったことを踏まえて、災害時の医療活動の問題点を教えた。

訓練後のアンケートによると、このような災害訓練も分かりやすいと好評の声をいただいた。

ご協力をいただいた、医師、看護師、技師、事務職員の皆さんにあらためて御礼を申し上げ報告とする。

事例検討会

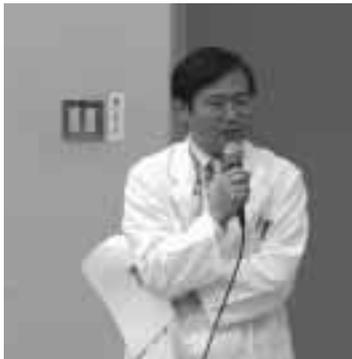
6月23日(木)午後5時30分から、臨床第一講堂において教職員(医療従事者)を対象に事例検討会が開催されました。阿部宗昭医療安全対策室長の挨拶に続き、村尾仁医療安全対策室の司会により、中央手術部、栄養部栄養課、第三内科の3部門からの演者による具体的な事例の発表が行われ、参加者との活発な意見交換があり、371名の出席のもと盛会裏に終了しました。



医療安全対策室長 阿部 宗昭



全体風景



司会 村尾 仁



中央手術部 助手 中野 弘行



栄養部栄養課 課長代理 吉川 満三



第三内科 助手 伊藤 隆英



第三内科 学内講師 浮村 聡

医療安全対策室関係

安全管理の体制確保に関する特別講演

安全管理の体制確保に関する特別講演会が6月29日（水）午後5時から、臨床第一講堂において京都大学 医学教育推進センター 教授を講師としてお迎えし、各部門リスクマネージャー及びその他医療従事者340名の出席のもと開催されました。

富士原 彰 救急医療部教授の開会の挨拶に続き、小林 正直救急医療部講師の司会により、下記の特別講演が行われました。

最後に閉会の挨拶として阿部宗昭副院長（医療安全対策室長）より同先生への謝辞を述べられ、講演が盛会のもとに終了しました。

〔特別講演〕

『病院の安全と自動体外式除細動器（AED）

AEDは？ なぜ病院に必要？ 』

京都大学 医学教育推進センター

教授 平出 敦 先生



全体風景



医療安全対策室長 阿部 宗昭



救急医療部 教授 富士原 彰



救急医療部 講師 小林 正直



（特別講演）平出 敦 先生



救急医療部によるデモンストレーション

安全管理の体制確保に関する特別講演

安全管理の体制確保に関する特別講演会が7月12日（火）午後5時30分から、臨床第一講堂において大阪大学医学部附属病院 中央クオリティマネジメント部 副部長で助教授の中島和江先生を講師としてお迎えし、各部門リスクマネージャー及びその他医療従事者245名の出席のもと開催されました。

竹中病院長の開会の挨拶に続き、村尾 仁医療安全対策室の司会により、下記の特別講演が行われました。

最後に閉会の挨拶として阿部宗昭副院長（医療安全対策室長）より同先生への謝辞を述べられ、講演が盛会のもとに終了しました。

[特別講演]

『 医療事故防止と対策 』

大阪大学医学部附属病院

中央クオリティマネジメント部 副部長

助教授 中島 和江 先生



（特別講演）中島 和江 先生



病院長 竹中 洋



司会 村尾 仁



医療安全対策室長 阿部 宗昭



全体風景

院内感染対策講演会

感染対策室 中川 俊正

平成17年7月4日(月)7日(木)午後5時から、臨床第一講堂において第4回院内感染対策講演会が2回にわたり開催され、各部署リスクマネージャーおよび1名の計233名の方々に出席をして頂きました。最初に中川より講演会の意義と目的の説明があり、次に救急医療部西本講師がアナフィラキシーショックについて、三島救命救急センターのデータをもとに原因や症状発現時期などの分析、そして治療内容についてのお話がありました。その後に、小児科村田講師がプリックテストの実際について講演された後、演習を行い講習会を終了いたしました。参加者の反応はアンケートからも、おおむね好評だったよううかがえますが、今後の対応が重要であるとの指摘もあり、定期的な教育研修に取り入れることを検討中です。

なお、抗菌薬使用時の安全指針は各部署に配布していますが、内容の詳細はICT-NEWSに、ショック時の対応のフローチャートは院内ポケットマニュアルと、抗菌薬使用マニュアルにそれぞれ掲載する予定です。

『抗菌薬皮内反応テスト中止に伴う講習会』

アナフィラキシーショックの対応

講師 救急医療部 西本 泰久 先生

プリックテスト実施法

講師 小児科 村田 卓士 先生



感染対策室長 中川 俊正



講師 西本 泰久



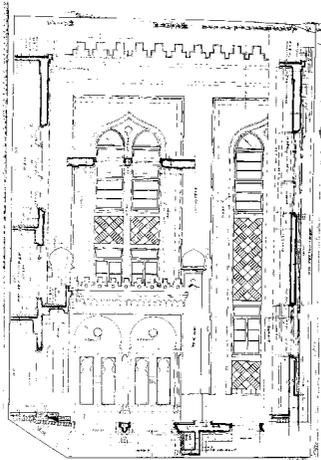
講師 村田 卓士



プリックテスト演習風景

「旧別館」保存事業・「歴史資料館」設置事業

国の登録有形文化財「旧別館」(平成15年7月登録)は本部キャンパス南東隅に位置し、病院総合棟からは緑に包まれた風景のひとつにもなっています。1974年(昭和49年)3月28日に臨床講堂が竣工するまで、旧別館は大阪医科大学の試験場・入学式・卒業式の会場として多くの学生を迎え・送りました。その後、改装されて看護専門学校校舎として長きに渡って多くの看護学生を迎え・送りました。また、職員にとってもクラブ活動などを通じた学生とのふれあいの場であったようです。いずれをとっても旧別館は多くの思い出が生き続けている建物です。



周知のとおり、この建物を修復・保存して本学に関わる歴史的資料を収集・整理・展示する歴史資料館を設置する準備事業を行っています。この事業は法人が設置する各施設の歴史を懐かしむ様々な人々の交流の場を形成し、将来を展望しようとするものです。現在、建設当時の実施設計図に基づいて修復内容を検討しており、学内外から1万1千点余の資料が集まっております。

この建物の保存には高額な耐震工事が必要で、歴史資料の収集・整理・展示には多額の費用が必要です。そこで、学内外に向けて一億円の募金活動を行っております。すでに、個人・法人合わせて39件、総額3,537,540円の寄付が集まっておりますが、未だ目標には達しておりません。皆様方におかれましては、両事業の趣旨をご賢察の上、ご寄付を頂きますようお願いいたします。出資多端の折、恐縮ではございますが、よろしくご検討のほど重ねてお願い申し上げます。

歴史資料館展示資料収集に関する報告

国の登録有形文化財である「旧大阪高等医学専門学校別館」を創立当時の姿に復元し、そこに本学に関わる歴史的資料等を展示することを目的として、大阪医科大学歴史資料館が設置されることが決まりました。現在、平成18年度中のオープンに向けて、その準備を進めているところであります。

さて、学報第61号(平成16年8月発行)にて、歴史資料館に展示いたします資料を学内外に募りましたところ、新たに7名の方々(別表)よりご恵与賜り、学内保存分を併せて総資料数1万1千点余となりました。本事業の趣旨をご理解いただき、ご恵与いただきました皆様のご厚意に対してここに改めて心よりお礼申し上げます。

本事業は永続性のあるもので、引き続きご恵与の受付をおこなって参りますので、創立以来の貴重な資料をお持ちで、大阪医科大学歴史資料館の趣旨にご賛同いただける方におかれましては、ご恵与賜りますようお願い申し上げます。

歴史資料館設置準備室

ご恵与いただきます展示資料に関しましては、下記の要領にてお手続きいただきますようよろしくお願い致します。

【募集要領】

➤ 展示対象資料について

制服、制帽、学生証、写真（校舎・構内集合写真・授業風景など）、授業ノート、講義資料、実習器具（顕微鏡・解剖用具など）、古い医療器具、その他関連資料

➤ 連絡・送付方法について

ご恵与いただけます場合には資料の由来等を別紙（P91参照）複製のうえご記入いただき、ご署名のうえ、資料コピー（機械・備品類につきましては写真）を添えてファックスまたは郵便にてご送付願います。書籍・雑誌などに関しましては、まず題名・著者・発行年・発行所などを記したリストをご送付下さい。

展示・保存のスペースが限られておりますので、展示の可能性や現有のものとの重複がないことを確認し、改めて送付方法のご案内を申し上げます。

➤ 資料の展示・保管について

ご恵与いただきました資料につきましては記録整理の上、個人情報保護法に基づく同意を得て恵与者名等を明記して各コーナーに順次展示いたします。展示資料は一定の期間で入れ替えし、展示期間外は資料館内倉庫で保管する予定です。

尚、いったんご恵与いただきました資料等は返却いたしかねますので、あらかじめご承知願います。

【連絡・送付先】

大阪医科大学 歴史資料館設置準備室
 電話番号 072-684-6738（内線番号：2986）
 F A X 番号 072-681-3723
 E-mail trad@art.osaka-med.ac.jp

歴史資料館展示資料 平成16年7月1日～平成17年7月15日 恵与分

受領日	恵与者氏名	書名・書類名・資料名	恵与者と本学の関係
平成16年 7月22日	早川 潤太郎	講義資料 西洋医学史講義（筆記代用） 大阪高等医学専門学校教授 森 昭 述	高医 昭和25年卒
11月10日	金子 仁	講義ノート 精神々経病学、放射線医学、医化学、整形 外科学 他10点	医学部 昭和41年卒
11月16日	西村 保	おもと会記念誌 おもと 18号（学3期卒業50年記念号）	医学部 昭和30年卒
11月19日	大阪医科大学 ギターマンドリン クラブOB会 （結城 雅子）	クラブ団旗	（医学部 平成6年卒）
平成17年 5月16日	勝 健一	大阪医科大学学生祭ポスター（昭和37年11月10日開催）	医学部 昭和40年卒
5月23日	島田 眞久	陶器 2点、こけし、プレート、皿（金属製）（中山国 際医学医療交流センターを介して交流時の記念品）	第7代学長 （医学部 昭和40年卒）
7月13日	重森 平	卒業アルバム（高医9期生）他68点	高医 昭和15年卒

大阪医科大学 歴史資料館 展示対象資料

<p>[資料名] ・いずれかに○印をお付けください。 ・該当するものがないときは「その他」に○印と品名を記入願います。 () 部分に詳細を記入願います。</p>	<p>制服・制帽・学生証 写真 () 講義ノート・講義資料・教科書 実習器具 () 医療器具 () その他 ()</p>
<p>[資料が使われていた時期] ・写真の場合、撮影時期を記入ください。 ・時期が特定できない場合はおおよそ何年頃と記載願います。</p>	<p>大正 年頃 昭和 年頃 平成 年頃 その他 ()</p>
<p>[資料の由来について]</p>	
<p>[氏名]</p>	
<p>[本学との関係]</p>	<p>卒業生 高医・医学部 年卒 看護専門学校 年卒 その他 ()</p>
<p>住 所</p>	〒
<p>電 話 番 号</p>	
<p>ファックス番号</p>	
<p>e-mailアドレス</p>	
<p>[学報への掲載について] 個人でのご患与の場合、該当するものに ○印を記入願います。</p>	<p>同意する ・ 同意しない</p>

資料が複数の場合は、お手数ながら 1 点ごとに作成願います。

ご提供いただいた個人情報は、患与資料の事務処理（患与資料についての問い合わせ、送付方法の案内、感謝状・拝受資料目録の送付、歴史資料館の事業に関する連絡状・案内状の送付）本学学報への掲載、展示説明文への記載以外では一切使用いたしません。なお、これらの利用に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。

歴史資料館設置準備室 担当者 電話番号：072-684-6738

保健管理室からのお知らせ

特定業務従事者健康診断を終えて

5月25日～27日に特定業務従事者健康診断を実施しました。本検査は主に深夜業務（当直業務）に従事する職員を対象としており、秋の定期健康診断と併せて年2回の実施が労働安全衛生規則第45条で定められています。

6月1日現在の受検率は89.6%となり、教員の受検率は78.7%、平成15年度より対象となった研修医・専攻医・大学院生も今年度は64.5%と増加しました（表1、図1）。これは、本健診の実施期間が短いことが低い受検率の原因の一つであると考え、今年度は未受検者健診の期間を設けたことが一因であると思われます。

昨年の医療監視では特定業務従事者健康診断の未受検者について指導を受けました。今後も多くの教職員の方が受検しやすいように、実施期間やインフォメーションの方法など検討していきたいと考えています。

表1 特定業務従事者健診受検率（6/1付）（職種別）

職種	対象者数(人)	受検者数(人)	受検率(%)
教員	277	218	78.7
技術職	131	129	98.5
技能職	21	21	100.0
事務職	30	30	100.0
看護職	593	593	100.0
研修医	54	36	66.7
専攻医	41	26	63.4
レジデント	18	18	100.0
大学院生	108	69	63.9
非常勤職員	5	5	100.0
総計	1278	1145	89.6

表2 特定業務従事者健診有所見率（6/1付）（職種別）

職種	受検者数(人)	有所見者数(人)	有所見率(%)
教員	218	26	11.9
技術職	129	17	13.2
技能職	21	0	0.0
事務職	30	3	10.0
看護職	593	36	6.1
研修医	36	1	2.8
専攻医	26	0	0.0
レジデント	18	2	11.1
大学院生	69	7	10.1
非常勤職員	5	0	0.0
総計	1145	92	8.0

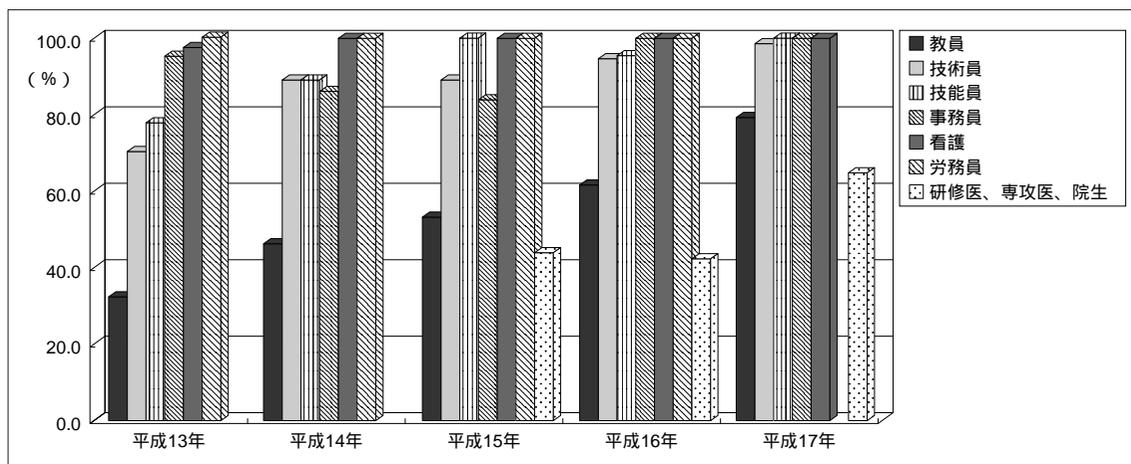


図1 特定業務従事者健診受検率推移

有機溶剤・特定化学物質健康診断（春期）を終えて

この健康診断は有機溶剤・特定化学物質の従事者を対象に、特定・深夜業務従事者健診と併せて実施しました。前年度の秋期に比べると受検率がやや低下（94.1%）してしまい、また本健診方法がなかなか皆様に周知されていないため、今後の課題であります。

次回の健診は、10月頃に定期健康診断と併せて実施予定にしております。特殊物質使用者の方は受検されますよう宜しくお願い致します。

表3 有機溶剤・特定化学物質健康診断受検率（職種別）

職種	対象者(人)	受検者(人)	受検率(%)
教員	47	44	93.6
技術職	22	22	100
技能職	8	8	100
看護職	6	6	100
大学院生	9	7	77.8
その他	9	8	88.9
総計	101	95	94.1

学生定期健康診断を終えて

今年度の受検率は、93.4%で昨年（94.6%）より若干低い結果となり、例年同様一部しか受検しない学生も多数おりました。6回生は、健診時に院外実習で不在が多く、未受検者健診時に受検する傾向にありました。また、今年度よりマッチングで学生健診の結果が使用できる施設もあり、健診日の設定など今後検討していきたいと考えております。

検査結果では、有所見率56.4%で、脂質値が高い傾向や貧血傾向がみられ、食事療法等の指導を行いました。食事療法後の再検査では、改善傾向がみられました。

これから医療人として活躍していく学生達に、まずは自己の健康管理から取り組んでいって欲しいと思います。今後も、学生達の健康保持増進のために健診の活用や、食事指導、生活指導、健康相談など学生が利用しやすい保健管理室であるよう努力していきたいと思っております。

表4 学生定期健康診断受検率

学年	対象者数(人)	受検者数(人)	受検率(%)
1年生	105	102	97.1
2年生	101	93	92.1
3年生	101	88	87.1
4年生	105	98	93.3
5年生	98	92	93.9
6年生	99	96	97.0
総計	609	569	93.4

表5 学生定期健康診断有所見率

学年	受検者数(人)	有所見者数(人)	有所見率(%)
1年生	102	32	31.4
2年生	93	62	66.7
3年生	88	52	59.1
4年生	98	66	67.3
5年生	92	56	60.9
6年生	96	53	55.2
総計	569	321	56.4

平成17年度インフルエンザワクチン接種申込みについて

インフルエンザの予防には流行時期前、11月頃までにワクチン接種を受けることが望ましいとされています。本学では下記のようにインフルエンザワクチン接種を予定しています。9月中旬に案内を各部署に配布しますので、希望される方は申込み期間内に保健管理室まで申し込みをして下さい。ワクチン管理の問題上、人数分のワクチンしか準備しません。申込み期間終了後に接種を希望された場合、お断りすることもありますので、ご注意ください。

【申込み期間】2005年9月20日～10月12日

【接種日】医学部学生、看護学生：11月9日、10日

教職員他：11月15日～17日

大阪医科大学俳句会（三・四・五月）

鳥雲に船屋の伊根は合併せず

塚本務人

薬の日長寿に秘訣なかりけり

同

新茶嚙むサガンは吾より二歳下

今井雄介

土筆何処に消えし紙の旗

同

花の下鬼の気配に振り返る

中川一成

樹の齡人の齡や桜守

同

親猿は苦き葉を選ぶ薬の日

吉田孝江

寝転べば極楽浄土花左右

飯塚久子

白梅やバツクは出来ぬ縄電車

美濃 眞

うしろの正面誰もゐなくて土筆の子

同

春風や力剩して退職す

山崎隆司

子供の日水天宮にお禮かな

同

投句のお誘い

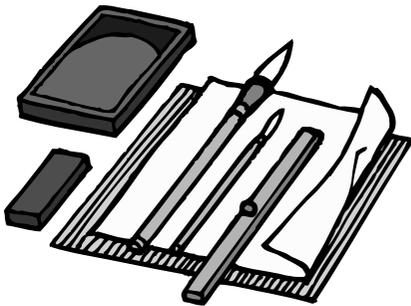
一般の方も投句（何句でも）して下されば、
当句会で会員の出句と同じように選句します。
入選句は当欄に掲載します。

宛先は

〒569-8686 高槻市大学町 2-7
大阪医科大学

俳句会

皆様の参加をお待ちしております。





森の小径(1300×920)
[作者：石野容三氏(高槻市西冠在住)寄贈作品]

故郷には里山がありました。
そのなだらかな坂の向こうには畑が広がっています。
里山からは、蝉時雨のなか子どもたちの声が聞こえてきました。
暑い夏の午後が、過ぎていきます。
どこかの誰かの、そんな昔がしのばれる風景がそこにありました。

日本医療機能評価機構から認定を受けました



病 院 長

日本医療機能評価機構から、2005年7月25日付で認定証の交付を受けました。2003年12月の準備開始から、昨年11月の訪問審査、更に再審査（書類審査）を経て、認定を受けることができました。

大阪医科大学附属病院が理念に沿った医療を確実に提供していることの証であり、それを支える皆様方のたゆまぬご努力の賜物と深く感謝申し上げます。また、受審準備にご尽力いただいた皆様やご協力頂いた方々のご苦勞に対し心から御礼申し上げます。

しかしながら、この認定は決してゴールではなく、5年後には更新審査があり、また受審の過程で認識された課題は多々あります。改めてスタート台に立ったという気持ちでこの認定を受け止め、病院環境と医療提供を改善する努力を続けていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

個人情報の取扱いについて：

平成17年4月1日から個人情報保護法が施行されました。これに伴い総務部では、学報の発送にかかる個人情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、適切な管理を行っております。なお、収集・管理する個人情報につきましては、発送の目的以外に使用することはありません。学報に関する個人情報についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

大阪医科大学 総務部 学報編集担当係 電話 072 - 684 - 6218

大阪医科大学学報 第65号

発行年月 平成17年8月

発行 学校法人 大阪医科大学

編集・発行 総務部

印刷 大日本印刷株式会社

大阪医科大学ホームページ

<http://www.osaka-med.ac.jp/>